

総則・予防計画編

第2款 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

相模原市防災条例第11条に基づき、市は災害に強い都市基盤づくりに向けて、公園、緑地、道路、橋りょう等の整備及び維持保全を適切に行うとともに、防災対策の拠点となる公共施設の安全性を確保するものとする。

1 基本方針

市は、震災時の火災による延焼被害や建物の倒壊を最小限にとどめるため「都市防災基本計画」に基づき、地域の特性に応じて、延焼遮断帯の形成や震災に強い建物の建築などを促進し、市民の生命と財産を守る災害に強いまちづくりを推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	危機管理局	広域避難場所の確保に関する事。
	環境経済局	防災緑地の確保及び都市公園等の整備に関する事。
	都市建設局 (まちづくり推進部、 リニア駅周辺まちづくり部)	広域避難場所周辺の土地利用の誘導等に関する事。 生産緑地地区の保全に関する事。 沿道の建築物の不燃化・耐震化の促進に関する事。 市街地整備事業に関する事。
	都市建設局 (まちづくり推進部) 環境経済局	盛土対策に関する事。
	都市建設局(土木部)	避難路・緊急輸送道路等の整備に関する事。 電線類の地中化に関する事。 道路拡幅・隅切り整備に関する事。 所管する道路・橋りょう等河川の整備に関する事。 下水道・雨水流出抑制施設の機能強化に関する事。
	消防局	消防水利の確保に関する事。
関係機関	神奈川県	治水・治山事業に関する事。
	東京電力パワーグリッド(株)	電線類の地中化に関する事。
	東日本電信電話(株)	

3 広域避難場所の機能の充実等

都市建設局(まちづくり推進部)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく防火地域・準防火地域を周辺の土地利用状況に応じて適切に指定することで、広域避難場所の機能の充実を図る。また、危機管理局は、民間の保有するスペースの活用等を含め、広域避難場所の確保拡充に努める。

4 避難場所の整備及び防災空間の確保

(1) 防災緑地の確保

環境経済局は、次のとおり防災機能を有する緑地の保全を図る。

- ア 緑地の保全に当たっては、快適で安全な都市環境づくりの一環として、自然環境、都市景観、レクリエーションや防災機能等を考慮し、各々の特性を踏まえ、都市計画の手法等を活用してその保全に努める。
- イ 特別緑地保全地区や市街地に所在する市民緑地等の樹林地については、地震発生時の火災に対する延焼防止、避難場所としても大きな効果が期待できるため、防災緑地としての保全も併せて図る。

(2) 都市公園等の整備

都市における緑とオープンスペースの中核となる都市公園等は、災害時には、避難場所、火災の延焼防止等の機能を発揮するなど、防災上、重要な役割を持っている。

このため、環境経済局は、公園・緑地等のオープンスペースの計画的な整備を図るとともに、防災機能を高めるための施設整備を行う。

(3) 生産緑地地区の保全

農地等は、雨水の貯留効果や崖崩れ等の防止効果を有し、延焼火災の遮断や一時的な避難にも有効である。

このため、都市建設局（まちづくり推進部）は、宅地化が増進されている市街化区域においては、このような防災機能に加え、良好な都市環境の形成と緑地機能及び多目的保留地機能に優れた農地等として、生産緑地地区の保全に努める。

5 避難路、緊急輸送道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化

(1) 避難路、緊急輸送道路等の整備

都市建設局（土木部）は、安全で迅速な避難及び輸送ができるよう、都市計画道路等の整備、下水道の耐震補強、橋りょう等の耐震補強、崖崩れ対策等を進め、避難路や緊急輸送道路等のルート確保に努める。

(2) 沿道の建築物の不燃化・耐震化の促進

都市建設局（まちづくり推進部）は、「第3次相模原市耐震改修促進計画」（令和4年3月）に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第3項第1号及び第2号の適用を受ける路線を位置付け、その沿道の通行障害建築物を対象に耐震化の促進を図る。

また、緊急輸送道路や延焼遮断帯については、沿道の建物倒壊により災害時の輸送及び避難に支障を及ぼさないよう、都市計画法に基づく路線型防火地域の指定等により、建築物の不燃化・耐震化を促進する。

6 市街地整備事業

都市建設局（まちづくり推進部・リニア駅周辺まちづくり部）は、特定保留区域、再開発促進地区、都市再生緊急整備地域等の、市街地整備事業を優先的に進めることとされた地区において、市街地の面的な整備や、堅固な共同建築物の建設を推進・促進すると共に、道路や公園、下水道等の公共施設の整備を行い、災害に強い都市構造の形成に努める。

7 電線類の地中化

震災時に電柱の倒壊等による道路の寸断を防止するため、都市建設局（土木部）は、東京電力パワーグリッド（株）、東日本電信電話（株）等の関係機関と密接な連携を図りながら、電線類を地中化することにより、避難路の安全対策、緊急輸送道路の確保を図る。

8 消防水利活用の困難な区域の解消

消防局は、消防水利活用の困難な区域を把握し、同区域における防火水槽等の設置を推進するとともに、河川やプール、池など、地震火災等にも強い消防水利の確保を推進する。

また、狭隘道路、消防水利の活用困難等の地域では消防署並びに消防団の可搬ポンプ、高圧送水装置等の有効活用を図る。

9 中山間地域における孤立対策

都市建設局（まちづくり推進部）は、震災時の被害を最小限に抑えるため、適切な土地利用の誘導を行う。

また、都市建設局（土木部）は、土砂災害による道路の寸断を防止するため、斜面崩壊や路面変状及び橋りょう落下等の道路災害の対策を進めるとともに、幹線道路の補完が必要な箇所については代替路線を確保し、道路網の整備を図る。

10 水害・土砂災害に対する対策

都市建設局（土木部）は、次のとおり水害・土砂災害に対する対策を推進する。

（1）水害に対する対策

局地的な集中豪雨等による浸水被害を防除するため、河川改修と連携を図りながら、下水道、雨水流出抑制施設の機能強化を図る。

（2）土砂災害に対する対策

地震や風水害による土砂崩壊の発生や、これに伴う交通網の寸断を防ぐため、神奈川県と密接な連携を図りながら、計画的な土砂災害防止対策を進める。また、地質が脆弱な山間部の溪流では、集中豪雨等により土石流発生危険性があるため、砂防工事等の計画的な治水・治山事業を促進し、山地災害の防止に努める。

11 盛土対策

都市建設局（まちづくり推進部）及び環境経済局は、盛土による災害防止のための総点検の結果、災害防止措置が確認できなかった盛土については、必要な調査を行うとともに、適切な災害防止措置を講ずるよう指導を行い、盛土の崩落等による災害の防止に努める。

12 液状化対策

都市建設局（まちづくり推進部）は、防災アセスメント調査結果、e-かなマップ液状化想定図等による市内の液状化危険地区を市民等に周知するとともに、「建築物の液状化対策マニュアル」（神奈川県平成25年度版）等を活用して住宅等の液状化対策の普及・啓発を推進する。

13 宅地の耐震化

都市建設局（まちづくり推進部）は、「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」（国土交通省）に基づき作成した「大規模盛土造成地マップ」を公表し、市民の防災意識の向上を図るとともに、必要に応じ造成宅地防災区域の指定を行い、滑動崩落防止事業を促進する。

◆ 資料編参照

※8-8 防火地域、準防火地域指定状況一覧表

第2章 施設構造物・設備の安全化

相模原市防災条例第11条に基づき、建築物その他の工作物の所有者又は管理者は、耐震性及び耐火性の向上を図り、並びに維持保全を適切に行うよう努めるものとする。

第1節 都市施設等の防災対策

1 基本方針

水道、電気、ガス、通信等のいわゆるライフライン施設は、都市生活の基幹を成すものであり、これらの施設が災害により被害を受けた場合、都市機能が混乱し、通常的生活を維持することが困難となるおそれがある。このため各事業者は、施設の耐震化や代替機能の確保を積極的に推進する。

2 実施担当

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	都市建設局（土木部）	簡易水道施設の防災対策に関すること。
	都市建設局（土木部）	下水道施設の防災対策に関すること。
	環 境 経 済 局	農林業施設の防災対策に関すること。
関 係 関	東京電力パワーグリッド（株）	電気施設の防災対策に関すること。
	東京ガスネットワーク（株）	都市ガス施設の防災対策に関すること。
	（公社）神奈川県LPガス協会	液化石油ガス施設の防災対策に関すること。
	神 奈 川 県 企 業 庁	上水道施設の防災対策に関すること。
	東日本電信電話（株）	電話施設の防災対策に関すること。
	東日本旅客鉄道（株）	鉄道施設の防災対策に関すること。
	小 田 急 電 鉄 （ 株 ）	
京 王 電 鉄 （ 株 ）		

3 電気施設の防災対策

東京電力パワーグリッド（株）は、送電系統の二重三重のネットワーク化や設備の耐震対策等を推進する。

4 都市ガス施設の防災対策

東京ガスネットワーク（株）は、主要施設への緊急遮断装置と各戸へのマイコンメーターの設置完了に伴い、ガス導管の耐震高度化、ブロックごとの供給維持のための対策を推進するとともに、次のとおり施設構造物・設備の安全化を図る。

- （1）大地震発生時にガスの供給を自動的に遮断する仕組みを推進する。
- （2）供給エリアを複数のブロックに分け被害の大きいブロック（地域）のみを遠隔で遮断する仕組みを設け、ガス供給停止地域を最小限に抑えながら二次被害を未然に防ぐ。

5 LPガス施設の防災対策

（公社）神奈川県LPガス協会は、容器の転倒防止、配管やゴム管の耐震化を図るとともに、ガス放出防止器等地震防災機器の設置等の対策を推進する。

6 上水道施設の防災対策

神奈川県企業庁は、主要水道施設の耐震化、水道管路の耐震化を推進する。

7 簡易水道施設の防災対策

都市建設局（土木部）は、市が管理する簡易水道の防災対策を推進する。

8 下水道施設の防災対策

下水道は、その大部分が地下に築造されているため、破損があった場合は、その復旧に長時間を要することとなる。そのため、都市建設局（土木部）は、次のとおり、下水道施設に係る耐震性の強化等の対策を図るほか、発災時には「相模原市下水道事業業務継続計画」（下水道BCP）で定めた災害対応を実行し、下水道施設の機能の早期回復に努める。

- (1) ポンプ場等の耐震化及び発電設備等の確保
構造物は、新耐震基準に基づいて耐震設計を行う。
停電時に備え自家発電設備や燃料確保の対策を講ずる。
停電時におけるマンホールポンプの機能保持のため、可搬式の発電機の確保を図る。
- (2) 管きよの耐震化
重要な幹線等の管きよについては、新耐震基準に基づき耐震補強を図る。

9 電話施設の防災対策

東日本電信電話（株）等の電話通信事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、主な通信ケーブル専用トンネルの建設、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等の対策を推進する。

10 鉄道施設の防災対策

東日本旅客鉄道（株）、小田急電鉄（株）、京王電鉄（株）は、構造物の点検を行い、自動列車停止装置や列車無線装置等の保安装置の整備を図ることによって事故の未然防止に努める。また、雨水等の流入により運行の停止等がないようにするとともに、風等により架線への影響がないよう災害防止に努める。

11 農林業施設の防災対策

環境経済局は、農地及び農林業施設について、水害の防止及び耐震化等の防災対策を実施する。

- (1) 農業用施設等の整備・改修
 - ア 脆弱化^{ぜいじやく}した水路等の農業用施設の改修工事
 - イ 農業用工作物の補強工事
 - ウ 施設の機能保持又は向上のための維持補修
- (2) 農地保全施設等の整備・維持補修
急傾斜地帯の農地における被災防止のため排水路、農道等の農地保全施設の整備工事
- (3) 林業施設の整備・改修・維持補修
施設の機能保持又は向上のための維持補修

第2節 建造物等災害対策

1 基本方針

地震による建物の倒壊や損傷は、人的被害を発生させるばかりでなく、火災の発生源となることもあり、建築物の耐震性確保の促進が重要である。特に、公共建物の損傷は、社会経済活動及び市民生活に大きな影響を与え、避難、救護を実施する上で大きな障害となる。

このため、建造物等に係る耐震性及び災害時の拠点機能等の確保を基本とした災害対策を推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	財 政 局	市有施設の災害予防に関すること。
	市 長 公 室	市有電算設備の安全対策に関すること。
	都市建設局（まちづくり推進部）	一般建築物の災害予防に関すること。
	環 境 経 済 局	
	消 防 局	広報、消防法に基づく指導等に関すること。
	危 機 管 理 局	防災設備の整備に関すること。
	教 育 局（生涯学習部）	文化財の防災対策に関すること。
	関 係 各 局	所管施設・設備の災害予防に関すること。
関 係 関	（公財）相模原市まち・みどり公社	生垣化の奨励に関すること。

3 市有施設等の災害予防

（1）市有施設の耐震性等の強化

財政局及び各施設の管理者は次のとおり、市有施設の耐震性等の強化を進める。

ア 市有施設は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震改修を推進する。

イ 市有施設のブロック塀、給水施設、看板、窓ガラス等の落下防止対策を実施するとともに、施設内の自動販売機、家具・什器類の転倒防止対策を図る。

ウ 災害対策活動拠点等の耐震性の強化

市役所本庁舎、合同庁舎、総合事務所、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）、消防指令センター、まちづくりセンター、公民館、消防署所等の災害対策活動拠点及び避難所等となる市立小・中学校や義務教育学校等については、災害発生直後の初動時においてできるだけ平常に近い状態で使用できるよう、非構造部材、設備の耐震性や家具・什器類の固定等に配慮する。

エ 地下構造のある建築物については、雨水が流入しないように施設整備を図る。

（2）設備等の整備

災害時に市有施設において防災対策の拠点としての機能が維持できるように、危機管理局は、関係各局と連携して、次の整備を推進する。

ア 必要最低限の電力確保に資する電源多重化のための非常用電源設備（燃料等の備蓄を含む）、ソーラー発電設備、蓄電設備等の整備、電気自動車の配備

イ 被災者の飲料水等を確保するための、飲料水兼用貯水槽、雨水利用設備、緊急遮断弁付受水槽等の整備

ウ 本部等との通信を維持するための情報通信機器の配備（第5章「第1節 情報伝達網の整備」予-59参照）

4 防災上重要な施設の災害予防

病院等医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等防災上重要な施設の所有者、管理者は耐震診断及び耐震補強工事を推進するものとする。

また、停電時にも必要最低限度の機能を維持できるように、非常用電源設備や蓄電設備の整備、発電用燃料の備蓄、調達体制等の確保に努める。

5 一般建築物の災害予防

都市建設局は、既存建築物の防災対策について、各種防災対策を相互に関連付けた総合的な対策を計画的に推進する。主な内容は次のとおりとする。

(1) 建築物の維持保全対策

定期報告対象建築物の所有者、管理者が維持保全の重要性に対する認識を高め、計画的に維持保全することが経済的かつ効率的であり、総合的な安全性の確保につながることを啓発する。

ア 建築物の所有者、管理者及び建築関係団体に対し、維持保全計画作成の普及・啓発を行う。

イ 防災査察等の機会を利用して、維持保全計画の作成状況の把握や作成内容の指導、助言を行う。

(2) 既存建築物の防火・避難対策

既存不適格の定期報告対象建築物及びいわゆる中小雑居ビル（共同防火管理が必要な複合用途防火対象物等）について、安全な避難経路の確保、火災の延焼・拡大の防止について改修指導を行うことにより、現行法規に適合するよう防災性能の向上を図る。併せて、定期報告制度及び維持保全計画の的確な運用により自発的な防災の促進を図る。

ア 既存不適格の定期報告対象建築物を中心に防災査察を実施し、防火・避難施設の整備について指導を行う。また、定期報告書が未提出の建築物の所有者等に対しては、提出の指導を行う。

イ 既存不適格の中小雑居ビルについては、各消防署と連携し、合同の防火査察を実施し、当該建築物の所有者に避難の安全性を確保するよう、普及、啓発を図っていく。

ウ 消防局が実施する防火対象物定期点検報告制度、防災管理点検報告制度又は防火基準適合表示制度に基づく表示に際し、消防局と連携して建築構造、防火区画、階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

(3) 既存建築物の耐震性の向上

「第3次相模原市耐震改修促進計画」（令和4年3月）に基づき、旧耐震基準の建築物（昭和56年（1981年）5月31日以前に新築の工事に着手したもの）の耐震診断や、耐震改修の指導、助言等を行い、建築物の耐震性の向上を図る。

ア 耐震診断、耐震改修の普及・啓発、耐震相談窓口の設置、戸建住宅耐震診断補助制度等により計画的かつ総合的に耐震改修を促進する。

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律による特定既存耐震不適格建築物については、対象建築物の台帳化を図り、所有者に対し必要な指導、助言を行い、耐震改修の促進を図る。

特に耐震診断とその結果の公表が義務化された要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物については、優先的に耐震改修の促進を図る。

ウ 戸建住宅及び分譲マンションについては、耐震診断等補助制度の活用により、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

エ 耐震改修の指導、助言等に当たっては、耐震改修の円滑な実施のための認定制度、税の特別措置等の周知・活用を図る。

(4) 避難の安全性の確保

落下物やブロック塀等の倒壊による被害を防止し、また、避難の安全性を確保するための対策を実施する。

ア 落下物対策

地震の際の繁華街の建築物からの落下物による危険の防止措置等を講じ、避難の安全性を確保する。

イ ブロック塀等の対策

ブロック塀や石塀の技術基準の周知徹底と正しい施工技術の普及に努めることにより安全対策を図る。また、既存のブロック塀等の危険箇所の実態を把握し、修繕、補強等の改修指導をしていく。特に危険なブロック塀等については補助制度の活用により撤去を促進し、環境経済局及び（公財）相模原市まち・みどり公社との連携により、生け垣化等を奨励するなど安全対策を図る。

6 中高層建築物等の災害対策

(1) 中高層建築物管理者等の対策

中高層建築物の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、新たに中高層建築物を建設する者も、それらの震災対策用設備の整備に努める。

(2) 市の対策

危機管理局は、中高層建築物管理者等への震災対策用設備の整備や、震災対策用施設の適正な維持管理について啓発する。

また、備蓄品の計画的購入や、賞味期限が迫った備蓄食料の自主防災訓練等での活用等が行われるように啓発する。

7 建築設備等の災害対策

各施設の所有者及び管理者は、建築設備、空調設備、給排水設備、消防用設備等について、耐震診断と耐震補強を推進する。地下構造のある施設の管理者は、排水ポンプ設備等について常に点検し、浸水被害発生防止に努める。

あわせて、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベータにおける閉じ込め防止、高層ビルにおける長周期地震動対策等の実施にも努める。

8 家具等の転倒防止対策

阪神・淡路大震災の震度7の地域では、全体の6割以上の部屋で家具が転倒したほか、屋内での負傷原因の約半数が家具の転倒であった。

また、福岡県西方沖地震（平成17年3月発生、震度5強から6弱）の中高層共同住宅では、大半の住まいで「棚から置物や小物が落下」（91.5%）、「テレビ・電子レンジ・パソコン等の落下」（42.4%）、「家具等の転倒」（39%）があり、これらが原因となる負傷や、室内散乱による生活への支障が報告された。

さらに、近年発生した地震における家具類の転倒・落下が原因のけが人の割合は、宮城県北部地震（平成15年7月発生、最大震度6強）49.4%、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月発生、最大震度6強）44.6%、新潟県中越地震（平成16年10月発生、最大震度7）41.2%、新潟県中越沖地震（平成19年7月発生、最大震度6強）40.7%であった。

また、平成30年に起こった、大阪北部地震（平成30年6月発生、最大震度6弱）及び北海道胆振東部地震（平成30年9月発生、最大震度7）の際にもタンス等の家具の下敷きになり、人命が失われている。

このため、市民及び各施設の管理者等は、家具・什器類、自動販売機等の転倒防止措置を次のとおり行い、地震時の人的被害発生防止に努める。また、危機管理局は、次のとおり家具等の転倒防止措置の実施を呼びかける。

(1) 家具等の転倒防止

ア 地震時の家具類及び備品等の安全対策として、転倒、落下防止のための固定方法の普及、啓発に努める。また、高層共同住宅等の高層階では揺れが特に大きくなりやすいため、共同住宅管理者等は、転倒防止等の取組を推進するよう努める。

イ 建築物の設計に当たっては、家具の固定方法を考慮した設計と固定を考慮した家具の普及を推奨するよう努める。

(2) 自動販売機の転倒防止

自動販売機は、日本工業規格自動販売機の据え付け基準に基づき設置するよう啓発を図る。

9 情報システムの安全対策

地震発生後の応急対策やその後の復旧対策を迅速に進めるには、行政機能支援のための情報システムの継続的な稼働が不可欠である。

市（市長公室、消防局及び関係各局）及び各防災関係機関が保有する各情報システムや関連設備の耐震化及び電子情報のバックアップ等の安全対策について、次の各項目に必要な措置を講ずるとともに、災害時を想定した市民生活の確保に資するシステムの導入を進める。

- (1) データの保護対策
- (2) 非常用電源対策
- (3) 転倒、落下防止対策
- (4) 漏水対策
- (5) 火災対策
- (6) 災害時を想定した市民生活の確保に資するシステムの導入
- (7) その他必要な措置

10 文化財の保護

教育局は、文化財の保護のため、消防局等と協力して、所有者、管理者等に対し、文化財建造物等の耐震対策、火災予防等の指導、普及・啓発に努める。

◆ 資料編参照

- ※18-20 災害時における蓄電池の貸与等の協力に関する協定書（（株）スマートパワーシステム）

第3節 道路・橋りょう整備対策

1 基本方針

道路・橋りょう等は、災害の拡大を防止するうえで重要な役割を果たすとともに、災害発生後においても救援物資の輸送等の救援活動の根幹を成すものである。

これらの道路等が災害発生時に必要な機能を発揮できるように必要に応じて点検・整備を行う。さらに応急活動を円滑に行うため、神奈川県地域防災計画に位置付けられている緊急輸送道路と整合性を図り、市においても緊急輸送道路（市指定）を定める。

また、台風等の豪雨時に道路冠水等による通行障害の解消を図るとともに、道路から民地への雨水流出防止を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	都市建設局（土木部）	所管する道路・橋りょうの整備に関する事 緊急輸送道路の指定に関する事。
	危機管理局	ヘリコプター臨時離着陸場の指定に関する事。
関係機関	神奈川県	緊急輸送道路の指定に関する事。 ヘリコプター臨時離着陸場の指定に関する事。
	関東地方整備局相武国道事務所	所管する道路・橋りょうの整備に関する事。
	中日本高速道路（株）八王子支社	

3 道路、橋りょうの整備

(1) 道路の整備

ア 都市建設局は、国、県と協力して都市計画道路等の幹線道路や、その他防災上重要な道路の整備を推進する。

イ 各道路管理者（都市建設局、関東地方整備局相武国道事務所、中日本高速道路（株）八王子支社八王子保全サービスセンター）は、各管理道路に係る、のり面等危険箇所調査の実施、工事必要箇所の指定等を行い、災害発生時における道路機能の確保を図る。また、豪雨時に雨水が滞留しないように常に維持管理を行うとともに排水整備に努める。

ウ 各道路管理者は、緊急輸送道路若しくはこれに準じて指定する道路の整備を行う。また、管理に当たっては電線類の地中化、「相模原市道路施設長寿命化修繕計画」に基づく路面下空洞対策及び沿道占有物についての適切な指導など、防災上の配慮を行う。

エ 都市建設局は、消防活動が困難な地区における生活道路の整備を進める。また、道路から民地へ雨水が入らないよう整備を行う。

(2) 橋りょう・横断歩道橋の整備

ア 国道（指定区間外）、県道、市道の橋りょう・横断歩道橋の防災対策

都市建設局は災害時における道路機能を確保するため、「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、国道（指定区間外）、県道、市道の橋りょうや横断歩道橋について維持管理・更新や耐震補強など、防災対策を実施する。

イ 国道（指定区間）の橋りょう・横断歩道橋の防災対策

関東地方整備局相武国道事務所、中日本高速道路（株）八王子支社八王子保全サービスセンターは、橋りょうや横断歩道橋の定期的な安全点検・耐震点検及び耐震基準に基づいた補強を各所管の道路について実施する。

4 緊急輸送道路の指定

(1) 県指定の緊急輸送道路

県は、県庁、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等、物資受入れ港等及び隣接都県の主要路線と接続する路線を緊急輸送道路として指定する。

ア 第1次緊急輸送道路

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送の骨格を成す道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次路線を補完し、地域的ネットワークを形成路線及び市町村庁舎に連絡する道路

(2) 市指定の緊急輸送道路

都市建設局は地域内の災害応急活動及び警戒宣言発令時の事前対策活動について、効果的な連携が図られるよう、緊急輸送道路を事前に指定する。

ア 第1次確保路線

市内の緊急輸送に不可欠な路線で防災備蓄倉庫、県指定の広域防災活動拠点、まちづくりセンター、病院、消防署、救護所及びヘリコプター臨時離着陸場から相模原市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）が設置される場所を結ぶ路線

イ 第2次確保路線

第1次確保路線以外の路線で主に避難所、防災上の拠点となる総合体育館等及び広域防災活動拠点である県立高校等と市災害対策本部を結ぶ路線

(3) ヘリコプター臨時離着陸場

県及び危機管理局は、空路からの物資受入れ拠点としてヘリコプター臨時離着陸場を指定する。また、大型ヘリコプターの離着陸が可能な大型オープンスペース確保及び臨時ヘリポートの確保に努める。

◆ 資料編参照

※6-2 緊急輸送道路路線図

※6-3 市指定緊急輸送道路

※6-4 県指定緊急輸送道路

※6-5 市指定ヘリコプター臨時離着陸場

※6-6 県指定ヘリコプター臨時離着陸場

第3章 火災・危険物災害等の防止

第1節 火災等の防止対策

1 基本方針

内陸部における大規模地震発生時に大きな被害が想定されるのは、二次的に発生する火災によるものである。

そこで、火災の防止に関しては、人命の安全確保を最優先とし、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止及び避難者の安全確保等の方策を確立し、火災に対処する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	自主防災組織の資機材整備に関すること。 感震ブレーカーの普及啓発に関すること。
	都 市 建 設 局	防火・避難施設の整備指導に関すること。
	消 防 局	消防法に基づく指導等に関すること。 出火防止対策に関すること。

3 火災防止の指導

消防局は、消防法(昭和23年法律第186号)等に基づく次の指導等を実施するよう計画し、実践する。

(1) 市民への指導

家庭や職場における出火防止処置の徹底を図るため、市民及び自主防災組織を対象として次の事項について指導に努める。

ア 出火防止に関する備えの主な指導事項

- (ア) 消火器の設置、風呂水のくみ置きや水バケツの備えなど消火準備の徹底
- (イ) 耐震自動消火装置付火気器具、家庭用防災用品等の普及
- (ウ) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (エ) カーテン等への防災製品使用の普及
- (オ) 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- (カ) 住宅用火災警報器の設置

イ 出火防止に関する教育、訓練の主な指導事項

- (ア) 起震車による震度体験訓練の推進
- (イ) 地震直後や避難時の電気ブレーカー、ガス元栓の閉鎖の徹底
- (ウ) 教育局と連携した防火教育の推進

(2) 事業者等に対する指導

ア 防火管理者制度

(ア) 防火管理者

消防法第8条に定める防火管理者制度は、自主管理体制を確立するため重要であることから、防火管理者に対して指導する。

(イ) 消防計画

防火管理者が作成する消防計画には、地震防災に関する規定を設けるよう指導を行う。

(ウ) 統括防火管理

消防法令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているものは、それぞれの事業で防火管理を適切に行うだけでなく、建物全体の防火管理体制を構築する必要があることから、建物全体の防火管理を行う上で必要な業務が行われるよう、統括防火管理者の選任を指導する。

(エ) 消防計画等に基づく消防訓練の実施

消防計画に基づき、防火対象物の関係者が行う消火、通報及び避難の訓練について内容を把握し、実態に即した訓練が行われるよう指導する。

イ 防災管理者制度

(ア) 防災管理者

消防法第36条に定める防災管理者制度は、地震等の災害による被害の軽減のため重要であることから、防災管理者に対して指導する。

(イ) 消防計画

防災管理者が作成する消防計画には、地震発生時の被害の想定及びその対策、訓練結果等の検証及び検証結果に基づく消防計画の見直し、地震の被害を軽減させるための対策、特殊な災害時の関係機関への通報及び避難誘導に関する項目を設けるよう指導を行う。

(ウ) 統括防災管理

消防法令で定める防災対象物で、その管理について権原が分かれているものは、それぞれの事業で防災管理を適切に行うだけでなく、建物全体の防災管理体制を構築する必要があることから、建物全体の防災管理を行う上で必要な業務が行われるよう、統括防災管理者の選任を指導する。

(エ) 自衛消防組織の設置

多数の者が出入りし、かつ、大規模な建築物の防災管理対象物の管理権原者に自衛消防組織を設置させ、火災その他の災害の被害の軽減のため、具体的な編成や運用体制等について消防計画に定め、災害発生時に迅速かつ的確に組織的活動が行えるよう指導する。

(オ) 消防計画等に基づく消防訓練の実施

消防計画に基づき、防災管理対象物の関係者が行う消火、通報及び避難の訓練について、内容を把握し、実態に即した訓練が行われるよう指導する。

ウ 防火対象物定期点検報告制度の実施

不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災による惨事を防止するため、防火対象物定期点検報告制度に基づく「防火優良認定証」及び「防火基準点検済証」の表示を推進し、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化を図る。

エ 防災管理点検報告制度の実施

多数の者が出入りする防災管理対象物の地震等の災害による被害の軽減のため、防災管理点検報告制度に基づく「防災優良認定証」及び「防災基準点検済証」の表示を推進し、防災管理対象物の関係者の防災に対する認識を高め、防災管理業務の適正化を図る。

オ 防火基準適合表示制度の実施

旅館・ホテル等における防火安全対策推進のため、防火基準適合表示制度に基づく表示を推進し、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化を図る。

カ 立入検査

消防法第4条及び第16条の5の規定に基づく立入検査を、計画的に実施するとともに、立入検査の結果、違反が認められる場合の処置の徹底を図る。

(3) 防火・避難施設の整備

都市建設局は、安全な避難経路の確保、火災の延焼・拡大の防止について改修指導を行うことにより、現行法規に適合させ、防災性能の向上を図る。あわせて、定期報告制度及び維持保全計画の的確な運用により自発的な防災の促進を図る。

ア 既存不適格の定期報告対象建築物を中心に防災査察を実施し、防火・避難施設の整備について指導を行う。また、定期報告書が未提出の建築物の所有者等に対しては、提出の指導を行う。

イ 既存不適格の中小雑居ビルについては、各消防署と連携し、合同の防災査察を実施し、当該建築物の所有者に避難の安全性を確保するよう、普及、啓発を図っていく。

ウ 消防局が実施する防火対象物定期点検報告制度、防災管理点検報告制度又は防火基準適合表示制度に基づく表示に際し、消防局と連携して建築構造、防火区画、階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

4 出火防止対策の推進

(1) 消防局は、次の出火防止対策を推進する。

ア 火気使用設備・器具の安全化

地震時における出火危険を排除するため、火気使用設備・器具周囲の離隔距離の確保、火気使用設備の固定等の各種安全対策の推進を図る。

イ 立入検査での指導

火気を使用する事業所や不特定多数の者の出入りする施設等の立入検査において、火気使用設備器具の点検、整備の徹底について指導を行う。

ウ 不特定多数収容施設等の出火防止

(ア) 地震が発生した場合、人命に及ぼす影響が極めて高い劇場、百貨店等の防火対象物及び工場、作業場等で多量の火気を使用する防火対象物に対して、重点的に立入検査を実施する。

(イ) 火気使用設備・器具等の固定や当該設備・器具への可燃物の転倒、落下防止処置及び災害発生時における従業員の対応要領等について指導する。

(ウ) その他の事業所について、上記(イ)と同様の指導を行い、地震発生時の出火防止対策を徹底する。

エ 危険物施設等の出火防止

危険物施設等について、立入検査を実施し、適正な貯蔵、取扱いについて指導するとともに、地震時における出火の危険排除のための安全対策について指導を行う。

オ 住宅の出火防止対策の推進

(ア) 住宅からの出火を防止するため、広報やイベント等を通じて市民等に出火防止措置を啓発する。

(イ) 火災からの逃げ遅れによる被害を防ぐため、全ての住宅の寝室等に住宅用火災警報器を設置するよう指導するとともに、適切に点検を実施するよう指導に努める。

カ 林野火災の出火防止

山火事防止看板、ポスター等による啓発や駅舎における火災予防広報の放送を依頼する等により、火災予防思想の普及を図る。

(2) 危機管理局は、次の普及啓発対策を推進する。

地震災害を想定した出火防止策として大きな揺れが発生した際に、自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーの普及啓発に努める。

5 初期消火体制の推進

(1) 消防用設備の適正化

ア 消防局は、防火対象物に設置される消防用設備が、地震時に十分その機能を発揮し、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施について指導を行う。

イ 消防局は、地震時において、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消防用設備の確実な機能確保のため、貯水槽、加圧送水装置、非常用電源、配管等の適正な維持、管理を指導する。

ウ 災害時要援護者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店等は、特にスプリンクラー設備等の設置促進を図る。

(2) 市民の防災行動力の向上

消防局は、一般家庭における消火器等の初期消火用具の設置を促し、発生した火災を初期のうちに消火できるよう市民に指導する。

(3) 自主防災組織の支援

危機管理局は、火災延焼防止対策として、小型消防ポンプ及びスタンドパイプ等初期消火活動用資機材等の整備を図る。

消防局は、自主防災組織の初期消火活動の充実を図るため、自主防災隊の保有する初期消火資機材を活用し、自主防災組織等に初期消火訓練等を指導する。

(4) 事業所の自衛防災体制の強化

事業所は、各種訓練、指導等を通じて防災行動力の向上を推進し、自衛防災体制の強化を図る。また、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織との連携を深めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制作りを推進する。

6 火災拡大防止対策

(1) 消防力の強化

消防局は、都市化する市街地や中山間部における地域特有の災害に対応するため、「相模原市消防力整備計画」に基づき、消防署所、消防車両・装備、消防水利、消防広域応援体制等の充実強化を計画的に推進する。

また、大規模地震時における広域的な火災防御活動及び人命救助活動の適切かつ効果的な実施を図る。

ア 常備消防力の強化

(ア) 地震発生時には、火災や救助を必要とする事故等が多発し、消防局からの管制のとれた指令が困難な状況が予想される。そのため、消防署を中心とした、消防隊、救助隊等の出場の決定や部隊の増強、さらに、消防団や消防広域応援部隊の配置等を決定する指揮体制の強化を図る。

(イ) 毒物、劇物、高圧ガス、放射性物質等の特殊災害に対応する特殊災害対応車両及び消防資機材の整備を図る。

イ 通信体制の強化

地震発生時には、公衆通信網に、輻輳^{ふくそう}や途絶が予想されるため、消防専用の無線通信網の整備を図り、被害情報の収集、伝達、部隊運用体制の強化を図る。

ウ 消防団の充実・強化

地震発生時における消防団の消防力を強化するため、消防団詰所・車庫、消防用資機材、無線設備等の整備・充実を図る。

エ 消防水利の整備

地震やその他の災害で、水道施設の故障等による広範囲の断水等を考慮し、防火水槽の設置をさらに推進するとともに、河川等自然水利の活用を検討し、消防水利の整備・充実を図る。

また、消火栓が使用不能な場合にも必要な消防水利を確保するため、公園、広場等の公有地に耐震性貯水槽を整備するほか、河川等の自然水利から送水するための小型高圧遠距離送水装置を整備する。

(2) 地域防災体制の確立

地震発生時には、同時に火災が多発する可能性があり、それぞれの地域で協力して火災の拡大防止を図る必要があることから、地域の防災体制を確立するため、地域の住民、事業所等は、消防署と連携して、次の対策を推進する。

ア 事業所と自主防災組織等の連携

(ア) 事業所の自衛消防組織は、当該事業所の防災活動を目的としているが、地震による火災等に対する初期対応を迅速に行うため、地域の自主防災組織等との連携を図るものとする。

(イ) 自衛消防組織の設置を義務付けられていない事業所については、地域の自主防災組織の一員として活動するものとする。

イ 合同防災訓練の実施

地域の防災行動力は、消防機関をはじめとして消防団、自主防災組織、事業所の自衛消防組織の各組織が協力して初めて効果を発揮することができる。このため、各組織が連携した合同防災訓練を反復、継続的に実施するよう努めるものとする。

7 劇場、百貨店等の出火及び混乱防止

消防局は、激しい地震動による停電や落下物あるいは火災等のため、不特定多数の人々が集まる劇場、百貨店等においては、人々が入り口に殺到する等の混乱が発生し甚大な人的被害に結び付く可能性がある。このため、これらの事業所においては消防計画等に混乱防止対策を位置付け、その計画に基づく訓練を実施する。

8 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

消防局は、このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討する。

第2節 危険物等の災害対策

1 基本方針

危険物等は、物質の性質上、災害が発生した場合、燃焼の早さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生じさせる可能性がある。

県及び市は、これらの施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震・事故対策、防災教育の推進を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	消 防 局	危険物、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに関すること。
	健康福祉局（保健衛生部）	毒物・劇物に関すること。
	環 境 経 済 局	有害物質の災害予防に関すること。
	関 係 各 局	液化石油ガスの適正な使用に関すること。 放射性物質に関する教育及び知識の普及に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県 (くらし安全防災局、警察)	放射性物質災害の予防に関すること。

3 危険物取扱事業所、火薬類取扱事業所、高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス取扱事業所の災害予防

(1) 消防局は、危険物取扱事業所、火薬類取扱事業所、高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス取扱事業所の所有者又は管理者に対し、次の対策を実施する。

ア 危険物取扱事業所

- (ア) 保安検査及び立入検査の実施
- (イ) 施設の耐震化の促進指導
- (ウ) 緊急措置基準作成に対する指導
- (エ) 防災教育及び訓練の実施
- (オ) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に施設が所在する事業所への必要な措置の検討、応急対策に係る計画作成の指導

イ 火薬類取扱事業所

- (ア) 保安検査及び立入検査の実施
- (イ) 施設の耐震化の促進指導
- (ウ) 緊急保安体制に対する指導
- (エ) 防災教育の実施

ウ 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス取扱事業所

- (ア) 保安検査及び立入検査の実施
- (イ) 施設の耐震化の促進指導
- (ウ) 緊急保安体制に対する指導
- (エ) 防災教育及び訓練の実施

(2) 各事業所の所有者又は管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。

ア 危険物取扱事業所

- (ア) 施設、設備等の耐震性の強化
- (イ) 緊急保安体制の確立
- (ウ) 防災教育及び訓練の実施
- (エ) 防災資機材の整備
- (オ) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に施設が所在する事業所における必要な措置の検討、応急対策に係る計画の作成

- イ 火薬類取扱事業所
 - (ア) 施設、設備等の耐震性の強化
 - (イ) 緊急保安体制の確立
 - (ウ) 防災教育の実施
 - (エ) 防災資機材の整備
- ウ 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス取扱事業所
 - (ア) 施設、設備等の耐震性の強化
 - (イ) 緊急保安体制の確立
 - (ウ) 防災教育及び訓練の実施
 - (エ) 防災資機材の整備

4 毒物及び劇物の災害予防

- (1) 健康福祉局は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の規制を受ける営業者及び取扱責任者に対し、次の対策を実施する。
 - ア 立入検査
 - イ 毒物劇物危害防止規程の整備に対する指導
- (2) 毒物・劇物取扱施設の営業者及び取扱責任者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。
 - ア 緊急保安体制の確立
 - イ 防災資機材の整備
 - ウ 施設、設備等の耐震性の強化
 - エ 防災教育及び訓練の実施

5 有害物質の災害予防

- (1) 環境経済局は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に係る有害物質を使用する施設等の設置者に対して、水質汚濁防止法に係る事故時の措置の徹底を指導する。
- (2) 当該施設の所有者又は管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。
 - ア 緊急保安体制の確立
 - イ 防災資機材の整備
 - ウ 施設、設備等の耐震性の強化
 - エ 防災教育及び訓練の実施

6 放射性物質の災害予防

- (1) 基本方針

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて、原子力規制委員会等の国の所管となっており、原子力基本法（昭和30年法律第186号）をはじめとする原子力関係法令により国、関係事業者等において対策が講じられているが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、万一の場合に備えて、国が実施する防災対策に神奈川県及び市が協力・支援して円滑な対策活動が図られるよう、災害対策上必要な事項を定める。

なお、東日本大震災での原発事故による放射性物質の拡散問題を教訓として、市民の安全を確保するため、放射線量及び放射性物質濃度を測定し、その結果をホームページ等で提供する等の取組を必要に応じて実施することとする。
- (2) 放射性物質に関わる防災体制の整備
 - ア 放射性物質の取扱事業者等の体制整備
 - (ア) 災害予防措置等の実施

放射性物質の取扱事業者及び運搬事業者（以下「放射性物質取扱業者等」という。）は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に関わる安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとるものとする。

また、放射性物質取扱業者等は、その職員に対して、防災に関する教育、訓練を積極的に行うとともに、市及び県と連携を図り、放射性物質防災体制の整備に万全を期する。

(イ) 体制の整備

放射性物質取扱業者等は、放射性物質を取り扱う事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含む。以下同じ。）における火災等の緊急時に、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努める。

- a 消防署、警察署等への通報連絡体制
- b 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- c 放射線防護資機材の整備
- d その他必要な事項

イ 市及び県の体制整備

(ア) 防災体制の整備

- a 市及び県は、放射性物質対策の迅速かつ的確な実施を図るため、連携の強化を図るとともに、放射性物質に関わる防災体制の整備に努める。
- b 消防局は、放射性物質取扱事業所等の火災等の緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊、救助隊等の被ばく防止及び放射能汚染の防止のため、消防活動体制の整備に努める。

(イ) 放射性物質の取扱事業所等の把握

消防局及び県は、放射性物質に関わる防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努める。

(3) 放射性物質の取扱事業所等に対する指導

ア 市の指導

消防局は、放射性物質に関わる安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業所等の所有者・管理者に対し、次の事項について指導する。

- (ア) 消防用設備の点検による自主保安体制の整備
- (イ) 従業員に対する防火・防災教育の実施
- (ウ) 自衛消防組織の強化
- (エ) 消防計画の作成及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- (オ) その他必要な措置

イ 警察本部の指示

神奈川県警察本部は、放射性物質取扱業者等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合、災害の防止及び公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示する。

(4) 放射性物質に関する教育及び知識の普及

ア 担当職員の教育

市及び県は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて関係職員に対し、次の事項について教育や各種専門研修を実施する。

- (ア) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (イ) 放射性物質災害に関わる防災体制及び組織に関すること。
- (ウ) 放射線防護に関すること。
- (エ) その他必要と認める事項

イ 市民に対する知識の普及

市及び県は、市民に対し、放射線及び放射性物質に関する講演会等の開催や広報紙やホームページ等での広報を行い、正しい知識や行動の普及等に努める。

また、学校教育の場においても、正しい知識の理解を進める。

(5) 防災活動用防護資機材等の整備

消防局及び県は、災害応急対策に従事する職員等の安全の確保を図るため、放射線防護資機材等の整備に努める。

- ア 放射性物質等の測定資機材
- イ 体表面汚染を防ぐ防護資機材
- ウ 内部被ばくを防ぐ防護資機材

(6) 安全確保に関する協定等の締結

市は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努める。

- ア 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- イ 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- ウ 事故発生時等の応急措置に関する事項
- エ その他必要な事項

(7) モニタリング等の実施

ア 神奈川県 の措置

県は、放射能状況を把握するため県内各地域において、関係省庁と連携して観測を実施する。県及び市は、関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努める。

イ 市の措置

市は、空間放射線量を継続的にモニタリングするとともに、必要に応じて、市内各地、農地、公共施設、市が管理する簡易水道、食料及び農林産物等の放射線量又は放射性物質濃度を測定し、その結果をホームページ等で迅速に公表する。

また、必要に応じて市民が自ら、身近な生活環境における放射線量の確認ができるような措置を講ずる。

(8) 広域避難体制の確保

市は、放射性物質の拡散による被害に備え、他都市と避難者の相互受入れについて、協定等に基づき広域避難体制を確保する。

◆ 資料編参照

- ※ 7-1 危険物施設数一覧表
- ※ 7-2 火薬類取扱事業所数一覧表
- ※ 7-3 高圧ガス取扱事業所数一覧表
- ※ 7-4 液化石油ガス取扱事業所数一覧表
- ※ 7-5 毒物・劇物事業者数一覧表
- ※ 7-6 放射性物質取扱事業所数一覧表

第4章 風水害等対策

第1節 浸水被害対策

1 基本方針

台風等の豪雨による一時的な雨量の増加に対処し、浸水被害を未然に防止するため河川の改修及び下水道の整備を行う。また、雨水の排除のための下水道整備計画は、河川の改修計画と連携して行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局（土 木 部）	河川改修に関すること。 下水道整備に関すること。 雨水浸透施設設置促進に関すること。
	危 機 管 理 局	地下空間の浸水被害防止の促進に関すること。
	都 市 建 設 局	
	危 機 管 理 局	浸水被害対策に関すること。
	区 役 所	
	関 係 各 局	
	消 防 局	浸水被害警戒地域対策に関すること。
	危 機 管 理 局	
都 市 建 設 局（土 木 部）		
関 係 関 機 関	神 奈 川 県	河川改修に関すること。
	東 京 都	

3 河川の整備

神奈川県、東京都及び都市建設局は、各管理河川について次のとおり河川改修を実施する。

(1) 相模川（県）

主要地点(磯部頭首工より下流)において、150年に1度の降雨に対応できるよう整備する。

(2) 鳩 川

ア 一級河川区間（座間市境～千歳橋）

(ア) 座間市境～鳩川分水路（県）

時間雨量35mmに対応する改修計画で進めている。

(イ) 鳩川分水路～姥川合流点（県及び市）

時間雨量57mm対応で改修済み。

(ウ) 姥川合流点～千歳橋（県）

時間雨量57mmに対応する改修計画で進めている。

イ 準用河川区間（市）

時間雨量47mmに対応する改修計画で進めている。

(3) 鳩川分水路（県及び市）

時間雨量81mm対応で改修済み

(4) 道保川（県及び市）

時間雨量74mmに対応する改修計画で進めている。

(5) 八瀬川（市）

時間雨量47mmに対応する改修計画で進めている。

(6) 境 川

時間雨量60mmに対応する改修計画で進めている。

- (7) 姥川(市)
時間雨量51mmに対応する改修計画で進めている。
- (8) 串川(県)
時間雨量50mmに対応する改修計画で進めている。

4 下水道等の整備

- (1) 都市建設局(土木部)は、「改定・相模原市雨水対策基本計画」に基づき、雨水管等の整備を実施する。
- (2) 都市建設局(土木部)は、雨水調整池、雨水浸透施設等の設置を推進する。また、透水性舗装を推進する。
- (3) 都市建設局(土木部)は、側溝や下水道及び河川内堆積物の除去を実施する。
- (4) 都市建設局(土木部)は、側溝、マンホール等の蓋の浮上、飛散防止等を推進する。

5 ハザードマップの作成・周知

危機管理局は、相模川、境川等の外水氾濫について河川管理者が公表した浸水想定区域、風水害時避難場所、避難の際の危険箇所、水害の知識等を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。

都市建設局は、大雨による内水氾濫の浸水想定区域を設定し、避難所、水害の知識等を記載した浸水(内水)ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。

6 マイ・タイムライン(防災行動計画)の作成促進

危機管理局は、土砂災害や水害からの逃げ遅れを防ぐため、土砂災害や洪水の危険区域や避難所の情報を周知するとともに、区役所と協力し、市民に対して避難行動を時系列的に整理した「マイ・タイムライン」(防災行動計画)の作成促進に努める。

教育局(学校教育部)は、危機管理局及び区役所と連携し、学校の児童・生徒を対象として「マイ・タイムライン」(防災行動計画)を活用した防災教育の促進に努める。

7 浸水被害対策

危機管理局は、関係各局、区役所その他関係機関と協力して次の取組を推進する。

目的	取組事項
情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップや「さがみはら防災マップ」[*]等による浸水想定区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○豪雨時の雨量情報、河川の水位に関する情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化
避難指示等の発令	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮し、円滑な避難を確保するための避難指示等発令の判断・伝達
風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定 ○安全な避難先確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○洪水ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練(年1回以上)
防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じた適切な避難行動をとるための洪水、警戒レベル等に関する正しい知識の普及啓発 ○水防月間における広報活動や防災訓練等の実施 ○住民主体の「マイ・タイムライン」(防災行動計画)の作成 ○住民が実施する取組の活発化の支援

ダムの安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ○県企業庁と連携し、ダムの安全性や対策、洪水時のダム操作等の企業庁の対策について、ホームページ等での市民への周知 ○あらゆる可能性を考慮した大規模洪水の想定及び避難方策の検討 ○ダムの放水量に応じた洪水予測や必要な警戒避難対策についての調査・研究
---------	---

(※) 安全な避難行動をとるための資料として活用するために、洪水や土砂災害等のハザードマップや避難所等の防災施設の情報を集約し、一元的に表示することができる電子マップであり、ホームページ上で公開している。

8 要配慮者利用施設等における対策

危機管理局は、浸水想定区域内にある地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場その他の施設でその名称と所在地が本計画に定められている施設については、関係各局と連携して、施設の所有者又は管理者がとるべき対策について周知し、その実施を促進する。また、関係各局及び危機管理局は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者等と、情報伝達体制の相互確認に努める。

なお、対象施設の名称及び所在地は「資料編」に定める。

施設の種類	所有者又は管理者の対応
地下街等	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の避難確保及び浸水防止のための措置に関する計画を作成しなければならない。 ○上記計画に基づく訓練を行わなければならない。 ○自衛水防組織を置かなければならない。
要配慮者利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の避難確保のための措置に関する計画を作成し、市へ報告しなければならない。 ○上記計画に基づく訓練を行い、その結果を市へ報告しなければならない。 ○自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
延べ面積 10,000 m ² 以上の工場、作業場又は倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水の防止に関する計画を作成するよう努めなければならない。 ○上記計画に基づく訓練を行うよう努めなければならない。 ○自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

9 地下空間の浸水被害軽減

(1) 地下空間への浸水により起こる危険性の周知等

危機管理局及び都市建設局は、大雨時の地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性や、家屋への水の流入を防ぐための土のうや止水板等の有効性について、周知、啓発に努める。

(2) 地下空間の浸水対策

関係各局は、浸水想定区域内に不特定多数の者が利用する地下空間を有する施設が設置された場合は、市から管理者への洪水情報等の伝達方法を検討する。

また、施設の管理者は、浸水防止のための土のう等の水防資機材の備蓄や出入口のステップアップ、止水板、防水扉等の設置、利用者への情報伝達や避難体制についての計画作成、従業員への防災教育等を行い保安体制の充実を図る。

10 浸水被害警戒地域対策計画

危機管理局、都市建設局（土木部）、消防局は、浸水被害警戒地域における防御活動の円滑化を図り、浸水被害を軽減させるため、市民との連携及び市災害対策本部設置前の防御体制を整備する。

- (1) 警戒地域の区分
 - ア 第1次警戒地域
時間降雨量が計画降雨強度（実績降雨量から定めた降雨強度式により算出する降雨の強さをいう。）を超えない場合において、床上浸水の被害があった地域。
 - イ 第2次警戒地域
時間降雨量が計画降雨強度を超えない場合において、床下浸水の被害があった地域。
- (2) 警戒地域の指定又は解除
警戒地域の指定又はその解除は、危機管理局、都市建設局（土木部）及び消防局が協議の上、毎年決定する。
- (3) 現地調査
関係各局は、警戒地域のうち必要な地域について、雨水排水施設等の点検、その他防御活動に必要な措置を確認するため、出水期前に合同で現地調査を行う。
- (4) 警戒地域関係者への協力要請
危機管理監、土木部長及び警防部長は、防御活動が円滑に行われるよう、次の事項について事前に警戒地域関係者に協力を要請する。
 - ア 被害状況等の通報
 - イ 土のう置き場及び土のう積み等応急措置の応援
 - ウ 排水施設等の清掃
 - エ その他被害の軽減を図るための措置

◆ 資料編参照

- ※5-3 水防倉庫一覧表
- ※8-1 重要水防区域一覧表
- ※8-2 河川水位観測所
- ※8-3 城山ダム放流警報施設位置図
- ※8-4 市が管理する雨水調整池等
- ※8-5 流域貯留浸透施設一覧表
- ※8-10 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設

第2節 土砂災害対策

1 基本方針

市内の地形、地質及び市街地等の実態を調査し、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの危険が予想される箇所を把握するとともに、その情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して安全な土地利用を促進する。

また、土地所有者等に対する保安措置及び崩壊防止工事の実施等の指導を行うとともに、関係機関と緊密な連絡を保ち、災害の未然防止及び被害軽減のための対策を推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	土砂災害対策の総括及び調整に関すること。
	都 市 建 設 局 (まちづくり推進部、土木部)	土砂災害対策に関すること。
	環 境 経 済 局	
	区 役 所	
関 係 各 局		
関 係 関	神 奈 川 県 厚 木 土 木 事 務 所 津 久 井 治 水 セ ン タ ー	土砂災害危険箇所の調査及び指定等に関すること。

3 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地及び地すべり防止区域の指定及び県が実施する対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）により、県知事が指定基準以上で災害の発生する危険性の高い箇所について、市長の意見を聴いて急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

(2) 砂防指定地の指定

土石流による災害を防止するため、砂防法（明治30年法律第29号）により、国土交通大臣が砂防指定地に指定する。

(3) 地すべり防止区域の指定

地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）により、国土交通大臣等が地すべり防止区域に指定する。

(4) 指定区域の周知、管理及び保全並びに防災措置の勧告等

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センターは、標柱及び標識板等を設置し、地域住民に指定区域を周知するとともに定期的にパトロール等を実施し、指定区域の管理及び保全を行う。また、必要に応じて、地権者等に対する防災措置の勧告や崩壊防止施設の設置等を行う。

(5) 情報の収集及び気象警報等の伝達方法

災害の発生するおそれがある場合に、神奈川県厚木土木事務所津久井治水センターは、関係機関との連絡を密にし、情報の収集、気象警報等の伝達を行う。

4 土砂災害警戒区域等の指定及び県が実施する対策

土砂災害防止法に基づき、県は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に被害が及ぶおそれのある範囲を土砂災害警戒区域に指定する。更に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる範囲を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定の開発に対する許可や既存建築物の移転等の勧告を行う。

5 ハザードマップの作成・周知

危機管理局は、県が指定した土砂災害警戒区域等について、土砂災害ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。

6 マイ・タイムライン（防災行動計画）の作成促進

危機管理局は、土砂災害や水害からの逃げ遅れを防ぐため、土砂災害や洪水の危険区域や避難所の情報を周知するとともに、区役所と協力し、市民に対して避難行動を時系列的に整理した「マイ・タイムライン」（防災行動計画）の作成促進に努める。

教育局（学校教育部）は、危機管理局及び区役所と連携し、学校の児童・生徒を対象として「マイ・タイムライン」（防災行動計画）を活用した防災教育の促進に努める。

7 土砂災害対策

（1）建築物の構造規制

都市建設局は、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制を行う。

（2）事前調査の実施

都市建設局及び消防局は、出水期前等の時期にパトロール等を実施し、危険が予想される箇所の認識を図る。

（3）警戒避難体制の整備

危機管理局は、関係各局、区役所その他関係機関と協力して次の取組を推進する。

目的	取組事項
情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップや「さがみはら防災マップ」等による土砂災害警戒区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○豪雨時の雨量情報、土砂災害警戒情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化
避難指示等の発令	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮した避難指示等の判断・伝達 ○避難指示等の判断における土砂災害の専門家等の活用
風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定 ○安全な避難先確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○風水害時避難場所、避難所を保全する砂防施設の整備促進 ○土砂災害ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練（年1回以上）
防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じた適切な避難行動をとるための土砂災害、警戒レベル等に関する正しい知識の普及啓発 ○土砂災害防止月間における広報活動や防災訓練等の実施 ○住民主体の「マイ・タイムライン」（防災行動計画）の作成 ○住民が実施する取組の活発化の支援

8 要配慮者利用施設における対策

都市建設局は、要配慮者利用施設周囲における土砂災害防止工事が進むよう関係者に求める。

危機管理局は、土砂災害警戒区域等内にある要配慮者利用施設で、その名称と所在地が本計画に定められている施設については、関係各局と連携して施設の所有者又は管理者がとるべき対策について周知し、その実施を促進する。

また、関係各局及び危機管理局は、関係者に必要な情報を提供し、避難体制の確立など防災体制の整備に努めるよう指導するとともに施設の管理者等と、情報伝達体制の相互確認に努める。

なお、対象施設の名称及び所在地は「資料編」に定める。

施設の種類	所有者又は管理者の対応
要配慮者利用施設	○利用者の避難確保のための措置に関する計画を作成し、市へ報告しなければならない。 ○上記計画に基づく訓練を行い、その結果を市へ報告しなければならない。

9 自然災害回避（アボイド）行政の協力、推進

危機管理局及び関係各局は、神奈川県自然災害回避（アボイド）行政について積極的に協力、推進するなど、自然災害等の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害等を回避するための安全な土地利用を促進する。

また、警戒・避難計画を策定し、避難地区の指定、避難経路の設定、風水害時避難場所、避難所を市民等に周知する。

10 山地の災害防止

(1) 神奈川県は、維持造成を通じて、山地災害から市民の生命や財産を守り、水源かん養等を図るため、山地災害の危険性が高い保安林指定地の治山事業を計画的に進める。

(2) 神奈川県は、地形や地質等の要因により、山地災害で人家や公共施設等に被害を与えるおそれがある箇所を「山地災害危険地区」に設定し、インターネット等を通じて市民に周知を図る。

また、「山地災害危険地区」について、定期的に目視によるパトロールを実施し、林地や治山施設等の状況を把握するとともに、危険性の高い箇所から優先順位を付けて対策を行うことで、山地災害の未然防止に努める。

第3節 火山災害対策

1 基本方針

富士山の噴火により本市に影響があると想定される、溶岩流や降灰の影響想定範囲を把握するとともに、富士山火山に関する正しい知識を市民に普及啓発する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	火山災害対策の総括及び調整に関すること。
	区 役 所	火山災害対策に関すること。
	関 係 各 局	
関 係 関 機	神 奈 川 県	火山災害対策に係る広域調整に関すること。

3 ハザードマップの作成・周知

危機管理局は、令和3年3月に富士山火山防災対策協議会が公表した富士山ハザードマップについて、市民への周知を図る。

また、神奈川県その他関係市町と連携して、県内の溶岩流の影響想定範囲、火山災害の知識等を記載した火山防災マップを作成し、市民への周知を図る。

4 火山災害対策

危機管理局は、関係各局、区役所その他関係機関と協力して次の取組を推進する。

目 的	取 組 事 項
情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○富士山ハザードマップ等による溶岩流や降灰等の影響想定範囲の情報提供 ○「さがみはら防災マップ」等による避難所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○溶岩流の流下状況や降灰予報に関する情報、土砂災害緊急情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化
避難指示等の発令	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮し、円滑な避難を確保するための避難指示等発令の判断・伝達
風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○溶岩流到達範囲からの距離が近い、降灰による土石流の影響が想定される、又は火山灰の堆積による倒壊のおそれのある風水害時避難場所や避難所について、避難者が安全に避難し、又は一定期間滞在することができる代替の場所を選定 ○他市町村から広域避難・広域一時滞在の要請があった場合の避難所等の確保 ○富士山ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練
防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じた適切な避難行動をとるための、火山災害に関する正しい知識の普及啓発 ○住民が実施する取組の活発化の支援

第5章 応急対策への備え

第1節 情報伝達網の整備

1 基本方針

大規模な地震や風水害が発生した場合、電話の輻輳^{ふくそう}や通信施設等の被災により、被害状況に関する情報収集活動や市民に対する広報活動に支障をきたすことが予想される。

このため、災害時の情報連絡体制を充実・強化するため、無線通信設備を中心とした情報伝達網の整備を推進する。

また、伝達手段の障害等に備えて、複数の手段を併用する体制整備を進める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	デジタル地域防災無線、防災行政用同報無線（ひばり放送）、アマチュア無線等に関すること。 災害時優先電話に関すること。 防災関係機関等との通信網の整備に関すること。
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	防災関係機関等との通信網の整備に関すること。

3 市民への情報伝達手段

災害情報の市民への迅速確実な伝達を期すため、消防指令センターに親局を置いた防災行政用同報無線（ひばり放送）設備を整備し、情報伝達手段を確保する。

また、ひばり放送が聞き取りにくい場合には現地調査を行い、屋外拡声器の調整等を実施するとともに、ひばり放送テレホンサービス、テレビ神奈川データ放送や防災メール等の多様な情報伝達手段等を整備し、利用促進のため周知する。

その他土砂災害警戒情報や必要な避難情報等を速やかに伝達するため、携帯電話の緊急速報「エリアメール」及び「緊急速報メール」の活用を図る。

また、戸別受信機の活用等により、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の住民へ、風水害時に、より確実に特別警報や避難情報等を速やかに提供できる情報伝達体制を整備する。

4 一斉情報配信システムの活用

災害情報の市民への迅速かつ確実な伝達を期すため整備した各種伝達手段について、より迅速かつ確実に配信操作を行うため、1回の操作で複数の配信手段に配信できる一斉情報配信システムを整備し、管理運営を行う。

<配信する手段>

- | | | |
|-----------------------|-------------------------|-------------|
| ○防災行政用同報無線（ひばり放送） | ○緊急速報「エリアメール」・「緊急速報メール」 | |
| ○防災メール | ○テレビ神奈川データ放送 | ○市災害情報ツイッター |
| ○一斉同報FAX（インターネットFAX）等 | | |

5 デジタル地域防災無線設備

消防指令センター、市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、公民館、避難所、公用車等にデジタル地域防災無線設備を整備し、有線電話不通時の情報伝達手段を確保する。

6 携帯電話等の活用

災害対策に特に必要と認める職員や避難所等に携帯電話を配備し、連絡体制及び動員体制の整備を図る。

また、通信の輻輳^{ふくそう}や孤立地区の発生に備え、孤立が予想される地区への衛星携帯電話の配備を推進する。

7 災害時優先電話の活用

市役所、市出先機関、市立小・中学校及び義務教育学校、防災関係機関等の災害時優先電話を活用し、災害時の情報伝達手段の安定性向上を図る。

また、避難者の安否確認等に利用できるように、災害時にも優先的につながる公衆電話回線を使用した特設公衆電話を避難所に設置する。

8 無線従事者の養成

デジタル地域防災無線、防災行政用同報無線（ひばり放送）の運用に当たり、必要となる無線従事者を計画的に養成し、無線局の運用体制の充実を図る。

9 アマチュア無線局の活用

災害の状況によっては、地域防災無線、防災行政用同報無線（ひばり放送）等の運用のみでは被害情報の収集伝達に困難をきたすことが予想されるため、アマチュア無線局の活用を図る。

10 風水害時の連絡体制の確立

緊急時のダムの放流等について、城山ダムに係る県・市間のホットラインの活用等に努める。

さらに、洪水や土砂災害等に対する避難指示等の発令の判断に当たって、气象台、河川管理者、砂防関係機関からの助言を円滑に得られるように、県の担当部局や气象台担当者との連絡体制の確立に努める。

1.1 防災関係機関等との通信網の整備

国や県、自衛隊のほか、医療機関、電気・ガス・水道等の防災関係機関と連携し、無線等の通信網を整備し、災害時の情報連絡体制の確保に努める。

1.2 通信設備の運用訓練等

市及び防災関係機関は、災害時の情報伝達をより迅速かつ確実にするため、通信設備の点検・保守や定期的な通信訓練等、次の対策を実施する。

- (1) 通信マニュアル、通信訓練計画の策定及び周知
- (2) 災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- (3) 情報通信手段の管理・運用体制の点検
- (4) 災害用の無線・電話等の機器の運用方法等の習熟
- (5) 非常通信^(※)の取扱い、機器の操作の習熟等、防災関係機関等と連携した通信訓練
- (6) 通信の輻輳^{ふくそう}、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信^(※)の活用等）
- (7) 非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、耐震性がある施設や災害危険性の低い場所への設置等

(※) 「非常通信」とは、「地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信」をいう（電波法第52条第4号）。無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないとされているが、非常通信は、行うことが可能となっている。

1 3 民間事業者との連携

災害時等に市が発する情報（避難所開設状況、避難指示等）の伝達に当たっては、災害対策基本法第57条に基づき、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（株）、ヤフー（株））と連携し情報発信を行う。

また、ヤフー（株）が提供する防災アプリ「Yahoo! 防災速報」や、三井住友海上保険（株）が提供する防災アプリ「スマ保災害時ナビ」を利用し、市からの災害に関する情報を配信する。

さらに、エフエムさがみやエフエムヨコハマによる緊急ラジオ放送、J:COMによるテロップ放送や専用端末への配信など、民間事業者と連携し情報を配信する。

◆ 資料編参照

- ※ 3-2 地域防災無線設置場所
- ※ 3-3 防災行政用同報無線（ひばり放送）設置場所
- ※ 1 2-1 災害時における放送等に関する協定書（（株）ジェイコムイースト）
- ※ 1 2-2 防災行政用同報無線放送の再送信に関する協定
（（株）ジェイコムイースト湘南・神奈川）
- ※ 1 2-3 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー（株））
- ※ 1 2-4 防災への取り組みに関する協定書（グーグル（株））
- ※ 1 2-5 災害時における放送要請に関する協定（横浜エフエム放送（株））
- ※ 1 2-6 災害情報等の放送に関する協定書（（株）エフエムさがみ）
- ※ 1 2-7 災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書（（株）エフエムさがみ）
- ※ 1 2-8 災害時における放送要請に関する協定（（株）テレビ神奈川）
- ※ 1 2-9 避難所等の情報提供に関する協定書
（ファーストメディア（株）、三井住友海上火災保険（株））

第2節 情報システム等の整備

1 基本方針

大規模災害時には、同時に多くの被害が発生し、被害情報が飛躍的に増大する。このため、情報システム等を整備し、的確な情報の集約や、関係各局との情報の共有を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	災害情報共有システムに関すること。
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	
	関 係 各 局	
	消 防 局	警防本部システムに関すること。
	危 機 管 理 局	被災者支援システムに関すること。
	関 係 各 局	

3 災害情報共有システム

危機管理局は、災害の初動期において、的確な災害対応を行うため、市内の被害情報等を迅速に収集し、全庁で共有するための災害情報共有システムの管理運営を行う。なお、耐災害性を考慮し、インターネット環境を活用したクラウド型のシステムにより、災害現場等からスマートフォン等により情報の登録が可能なものとする。

4 警防本部システム

消防局は、地震や風水害等が発生した際に、早期に警防本部体制を確立させるため、警防本部システムを導入し、平成30年3月から運用している。

- (1) 119番を受信する指令台と連動することにより、対応する大隊本部が早期に災害事案を把握し、各種災害に対処する。
- (2) ネットワークにより、被害情報を一元管理し、迅速かつ的確な災害対応を行う。

5 気象情報システム

風水害及び地震等の災害に対する応急対策の円滑な運用並びに市民への気象情報の公開のため、降雨予測等の気象情報や震度情報を集約し、情報を提供する気象情報システムを運用する。(主な情報提供内容)

○市内雨量情報	○市内震度情報	○気象庁地震情報	○台風情報
○注意報・警報・特別警報	○市内の天気・天気予報	○竜巻注意情報	等

(雨量及び気象観測所)

気象観測所	2箇所	消防指令センター、津久井消防署
雨量観測所	20箇所	消防指令センター、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署、大沢分署、相原分署、城山分署、救急隊派出所、藤野分署、青根分署、鳥屋出張所、相模ダム管理事務所

6 震度情報システム

相模原市内での地震発生時の状況をいち早く把握し、早期の対策を講ずることを目的とし、市内に設置された計測震度計からの地震観測データを、消防指令センターの中央監視装置に集約し、市内の震度を即時に表示する震度情報システムを運用する。

地震観測場所	名称	気象庁による発表名称	設置主体
市 役 所	中 央	相模原市中央区中央	気 象 庁 設 置
消 防 局	消 防 局	—	市 設 置
南 消 防 署	相 模 大 野	相模原市南区相模大野	市 設 置
大 沢 分 署	大 沢	相模原市緑区大島	防災科学技術研究所設置
新磯まちづくりセンター	磯 部	相模原市南区磯部	市 設 置
相模川ふれあい科学館	水 郷 田 名	相模原市中央区 水郷田名	市 設 置
田 名 分 署	田 名	—	市 設 置
北 消 防 署	橋 本	相模原市緑区橋本	市 設 置
上 溝 分 署	上 溝	相模原市中央区上溝	市 設 置
城 山 総 合 事 務 所	城 山	相模原市緑区久保沢	神 奈 川 県 設 置
津 久 井 総 合 事 務 所	津 久 井	相模原市緑区中野	神 奈 川 県 設 置
相 模 湖 総 合 事 務 所	相 模 湖	相模原市緑区与瀬	神 奈 川 県 設 置
藤 野 総 合 事 務 所	藤 野	相模原市緑区小淵	防災科学技術研究所設置

—：消防局及び田名分署の地震観測記録は気象庁発表の対象ではない。

7 神奈川県災害情報管理システム

神奈川県が整備したシステムで、県内の防災関係機関が入力した被害情報や応急措置に関する情報を、集計や地図情報として迅速に把握できるほか、避難情報や避難所開設情報をLアラートに配信することができるシステムである。

8 被災者支援システム

災害時に被害認定調査、罹災証明書発行、義援金等の支給、仮設住宅の入居等の被災者支援を、総合的かつ効率的に行うため、情報を一元管理し、関係部署間で情報を共有できる被災者支援システムを運用する。

第3節 避難場所等の整備

1 基本方針

災害時において、市民の生命と身体の安全を守るため、避難場所及び避難所を事前に指定又は確保するとともに、その施設等の整備を図り、避難者の安全対策を推進する。また、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう「避難計画」を策定し、避難指示等の発令基準、伝達方法等を明確にする。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	広域避難場所の整備に関すること。
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	避難路の整備に関すること。
	環 境 経 済 局	
	市 民 局	避難場所の整備に関すること。
	教育局 (学校教育部、生涯学習部)	避難場所及び避難所の整備に関すること。
	危 機 管 理 局	特命担当員 (避難所担当職員等) の選任に関すること。 避難場所、避難所及び一時滞在施設の指定に関すること。
関 係 各 局	避難場所及び避難所 (所管施設) の整備に関すること。	
関 係 機 関	関 係 機 関	広域避難場所の管理に関すること。

3 いっとき 一時避難場所

(1) 区 分

地震に伴う火災等の災害が近隣に発生した場合、地域住民が一時的に避難し、災害の推移を見守るための空地、小公園、学校等の場所をいう。

(2) 指 定

各自治会において選定する。選定に当たっては、安全適切な場所とし、過密化等危険要因の増大により、適宜変更する。

4 広域避難場所

(1) 区 分

大規模な火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が火煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる場所をいう。

(2) 指 定

災害対策基本法第49条の4の規定に基づき指定する「指定緊急避難場所 (大規模な火事) 」を指し、「神奈川県大震火災避難対策計画 (昭和46年8月) 」に基づき指定するものとするが、近年の市街化の状況から広域的な面積 (1 h a) の確保が困難となっているため、地域の事情に応じて指定する。

(3) 整 備

ア 避難関連誘導標識、案内板・標識等の整備に努める。

イ 防災備蓄倉庫及び防災資機材の整備に努める。

- ウ 次のいずれかに該当する広域避難場所に通ずる道路又は緑道については、避難路として使用できるよう避難上必要な対策等を行う。
- (ア) 幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道
 - (イ) 土地利用の状況等を勘案し、災害時における避難上必要な機能を有すると認められる(ア)以外の道路又は緑道

5 風水害時避難場所

(1) 区分

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速に避難する施設をいう。なお、風水害に関連する事象の災害ごとに指定する。

(2) 指定

災害対策基本法第49条の4の規定に基づき指定する「指定緊急避難場所(洪水、浸水、崖崩れ、土石流及び地滑り)」を指し、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある区域外に所在する公共施設等から指定する。

ただし、地域の状況により風水害時避難場所が十分に確保できない場合、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域内に所在する公共施設等であっても、施設の場所や建築物の構造・階数等の状況により、避難者の身の安全が守られる場所が確保できる際は指定できるものとする。

6 避難所

(1) 区分

災害により住家を失い、又は破損等により自ら居住の場所を確保することが困難な市民等を、一時的に滞在させるための施設をいう。

(2) 指定

災害対策基本法第49条の7の規定に基づき指定する「指定避難所」を指し、被災者に対する救援措置を行う施設として、市立小・中学校等を指定する。

本市では平成29年8月に市内全ての避難所が指定済である。

(3) 整備

内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、各避難所の安全性や生活環境等の整備を推進する。

ア 避難所を耐震化する。

イ 防災備蓄倉庫を設置し、食料、毛布、仮設トイレ、マンホールトイレ等の備蓄を行う。備蓄に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に配慮するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮するものとする。

ウ 飲料水確保のため、緊急遮断弁付受水槽を計画的に配置し、受水槽への取水口の設置及び給水栓資機材を整備する。

エ 非常用発電設備、防災行政用同報無線(ひばり放送)、戸別受信機、テレビ受信用設備を整備する。

オ 広報のための大型掲示板を設置する。また、災害時要援護者に配慮した情報伝達手段を整備する。

カ 災害時要援護者のためのバリアフリー化や、良好な生活環境を確保するための防寒・防暑対策など、施設の改良等に努める。

7 福祉避難所

災害時に在宅や避難所での生活が著しく困難となった高齢者、障害者等を受け入れる二次的な避難所として位置付けられた施設をいう。

8 避難場所・避難所の周知

ホームページや防災ガイドブック、ハザードマップ等あらゆる機会を通じて、住民に周知するよう努める。

9 ホテル・旅館等の活用

危機管理局は、あらかじめ指定した避難所・避難場所では施設が不足する場合に備え、国、県、独立行政法人等が所有する施設のほか、ホテル・旅館等の民間施設等と協定を締結し、避難所・避難場所の確保に努める。

◆ 資料編参照

- ※4-1 避難所及び救護所一覧表
- ※4-2 広域避難場所一覧表
- ※4-3 一時^{いっとき}避難場所一覧表
- ※12-11 地域貢献型広告に関する協定書(東電タウンプランニング(株) 神奈川総支社)
- ※21-7 風水害時における避難場所としての施設使用に関する協定書
(上野原カントリークラブ)
- ※21-8 災害時における風水害時避難場所としての施設使用に関する協定書
(一社)藤野観光協会)
- ※21-9 災害時における風水害時避難場所としての施設使用に関する協定書
(学校法人シュタイナー学園)

第4節 防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備

1 基本方針

災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図るとともに、災害発生時の生活に不可欠な非常用の飲料水、食料及び生活必需物資等の確保に努める。

また、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を用いて備蓄状況の管理に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	危 機 管 理 局	家庭備蓄等の普及啓発に関すること。
	区 役 所	備蓄に関すること。
	健 康 福 祉 局	飲料水・医療品・防疫機材等の備蓄等に関すること。
	こ ども ・ 若 者 未 来 局	福祉避難所用資機材の備蓄に関すること。 防疫機材の備蓄に関すること。
	財 政 局	燃料調達体制の整備に関すること。
	総 務 局	活動要員への支援体制の整備に関すること。
	教 育 局 (学 校 教 育 部)	避難所倉庫整備の協力に関すること。
	教 育 局	給食用食材の一時的活用に関すること。
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	所管する資機材の備蓄等に関すること。
	環 境 経 済 局	災害時物資調達体制の確立に関すること。 防疫機材の備蓄に関すること。 事業所内備蓄の啓発に関すること。
	消 防 局	所管する資機材の備蓄等に関すること。
関 係 関	(公 社) 相 模 原 市 薬 剤 師 会	医療品等の備蓄等に関すること。
	(一 社) 相 模 原 市 建 設 業 協 会	防災資機材調達体制の協力に関すること。
	相 模 原 市 津 久 井 地 区 建 設 業 連 絡 協 議 会	
	相 模 原 造 園 協 同 組 合	
	相 模 原 市 農 業 協 同 組 合	防疫機材の備蓄に関すること。

3 防災資機材等の整備

(1) 防災備蓄倉庫の整備

危機管理局は、災害時の応急対応を迅速に実施するため、食料、資機材等を分散して配置する防災備蓄倉庫の整備を推進する。

防災備蓄倉庫は、避難所倉庫、広域避難場所対応倉庫及び一般倉庫とする。

(2) 防災資機材の整備

危機管理局及び都市建設局は、災害発生時の救出、救助及び被災地における応急活動用資機材の整備充実に努める。また、都市建設局は、協定締結団体から、緊急時に必要な資機材が迅速に得られるよう調整しておく。

(3) 医療器具、医薬品等の備蓄・調達

健康福祉局は、災害時の保健医療救護活動を迅速確実にを行うため、医療器具、医薬品等の備蓄を計画的に推進する。また、被害の状況に応じて(公社)相模原市薬剤師会及び関係業者から必要な医療器具、医薬品等の調達を行えるよう協力関係を維持する。

- (4) 水防資機材の整備
消防局及び都市建設局は、水防活動の充実を期するため、水防資機材の整備充実に努める。
- (5) 化学消火薬剤の備蓄
消防局は、危険物火災等に対応するため、化学消火薬剤の備蓄に努める。また、神奈川県から貯蔵及び管理を委託されている化学消火薬剤も併せて備蓄する。
- (6) 防疫活動用備蓄機材の管理
健康福祉局、環境経済局及び相模原市農業協同組合は、所管する防疫活動用資機材の備蓄を行う。
- (7) 活動要員への支援体制の整備
総務局は、職員福利厚生施設に休憩等の設備の整備に努めるとともに、応急食料、飲料水、生活資材の備蓄に努める。また、平常時から災害対策活動拠点の運営事務を所掌する班と連携し、同様の体制整備に努める。

4 応急飲料水等の確保

- 危機管理局、健康福祉局、区役所及び教育局は、水道供給停止となる事態に備え、次の対策を行う。
- (1) 市民へ平常時から家庭等における災害時用飲料水の確保（1人1日3リットルで3日分）を行うよう普及啓発を図る。
 - (2) 市民1人1日3リットル、10日間を目標として応急飲料水の確保を図る。
 - (3) 応急飲料水及び医療用の水を確保するため、飲料水兼用貯水槽、緊急遮断弁付受水槽等を計画的に整備する。
 - (4) 市立小・中学校の受水槽の耐震化を進めるとともに緊急遮断弁及び取水口を取り付け、給水栓資機材を整備する。
 - (5) 市立小・中学校等のプールに生活用水の確保を図る。
 - (6) 市有建物内にある受水槽に緊急遮断弁及び取水口を設置し、給水栓資機材を備蓄し飲料水を円滑に利用できるようにする。
 - (7) 応急給水用として給水タンク、給水袋、キャンバス水槽等の整備充実に努める。
 - (8) 市民、事業者等が所有する井戸について、災害時協力井戸の事前登録を促進し、災害時の生活用水（日常生活に利用される飲用以外の水）を確保する。
 - (9) 自治会、避難所運営協議会、地域の防災リーダー等の参加の下、県と協力して飲料水兼用貯水槽、緊急遮断弁付受水槽及び消火栓を活用した臨時給水栓の取扱訓練を行う。

5 食料の備蓄等

- (1) 危機管理局及び区役所は、市民へ平常時から家庭等における非常用食料の備蓄を行うよう普及啓発を図る。
- (2) 危機管理局は、応急食料としてアルファ化米、ビスケット等の備蓄を行う。
- (3) 環境経済局は、食料の一括調達又は大量調達が可能な業者又は団体との協定締結等により調達体制の充実に努める。
- (4) 教育局は、市立学校給食施設（学校給食センターを含む）の設備等に併せ、可能なものから災害時の米飯の提供体制を確保する。

6 生活必需物資の備蓄

- (1) 危機管理局及び区役所は、市民へ平常時から家庭等における災害時の生活必需物資の備蓄を行うよう普及啓発を図る。
- (2) 危機管理局は、災害時用の毛布、敷きシート、仮設トイレ等を計画的に備蓄する。また、都市建設局（土木部）は、下水道マンホールを利用したマンホールトイレを備蓄する。
- (3) 環境経済局及び財政局は、生活必需物資や避難所で使用する燃料の一括調達又は大量調達が可能な業者又は団体との協定締結等により調達体制の充実及び円滑に協力を得るために必要な措置を講ずる。
- (4) 健康福祉局及びこども・若者未来局は、福祉避難所で必要とする生活必需物資を計画的に備蓄する。

- (5) 市民は、非常用飲食料と併せ、非常用袋等に災害時に必要な物資を備蓄し、持ち出しやすい状態にしておく。
- (6) 事業所は、従業員等の一斉帰宅を抑制し、事業所に留め置くため、また、事業継続のため、従業員の3日分以上の食料、飲料水、毛布及び簡易トイレ等の備蓄に努める。

7 備蓄整備計画の見直し

関係各局は、防災資機材、食料、生活必需物資等の備蓄に際して、必要に応じて品目及び数量を見直し、適切な備蓄に努めるものとする。特に、生活用品や食料についての高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者への配慮がなされるよう適宜見直しを図る。

◆ 資料編参照

※5 物資・復旧資機材

※13-15～16 災害時におけるコンクリートミキサー車を活用した協力に関する協定

※15-15 災害時における応援に関する協定（相模原造園協同組合）

※15-18 災害時における応援に関する協定・協定細則（（一社）相模原市建設業協会）

※15-19 災害時における応援に関する協定書・協定細則
（相模原市津久井地区建設業連絡協議会）

※16 協定等（応急給水）

※18 協定等（物資）

第5節 救助・医療体制の整備

1 基本方針

地震災害等の突発的かつ多量の救助事象発生の際における迅速かつ効率的な人命救助が図れるよう、平常時医療の強化とともに災害時救助・医療体制の整備を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 （ 保 健 衛 生 部 ）	災害時医療体制の整備に関する事 こと。
	消 防 局	救出・救助・救急能力の強化に関する こと。
関 係 機 関	（ 一 社 ） 相 模 原 市 医 師 会	災害時医療体制の整備に関する事 こと。
	（ 公 社 ） 相 模 原 市 歯 科 医 師 会	
	（ 公 社 ） 相 模 原 市 薬 剤 師 会	
	（ 公 社 ） 相 模 原 市 病 院 協 会	
	（ 公 社 ） 神 奈 川 県 看 護 協 会 相 模 原 支 部	
	（ 公 社 ） 神 奈 川 県 柔 道 整 復 師 会 相 模 支 部	

3 初動医療体制の整備

健康福祉局は、地震発生時の保健医療救護体制について、協定締結団体等と、救護所の設置・運営、傷病者の搬送、救護班の編成、物資・要員の調達等の初動医療体制について協議し、初動医療体制を確立しておく。

4 後方医療体制の整備

健康福祉局、消防局及び関係機関は、救護所等に対応できない傷病者に対して、傷病者の程度に応じた、後方医療機関への搬送及び治療が実施できる体制を整備する。

5 救出・救助・救急能力の強化

消防局は、次のとおり救出・救助・救急能力の強化を図る。

- (1) 救急高度化の推進
- (2) 応急手当の普及啓発
- (3) 高度救助体制の強化

◆ 資料編参照

※14 協定等（医療・衛生）

第6節 災害時輸送体制の整備

1 基本方針

大規模災害時には、緊急車両の通行のほか大量の救援物資が運び込まれるため、通行路の確保及び輸送車両の確保が重要となる。災害時の輸送体制を迅速かつ効率的に確保できるよう、平常時から関係者の協力体制を築き、車両等の整備及び緊急通行車両の登録を進める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	財 政 局	車両・燃料の確保に関すること。
	環 境 経 済 局	救援物資受入れ拠点に関すること。
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	道路上の障害物の除去に関すること。
	危 機 管 理 局	緊急通行車両等の事前届出に関すること。
	関 係 各 局	
関 係 関 機	(一社) 相模原市建設業協会	道路上の障害物の除去の協力に関すること。
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会	
	相模原造園協同組合	
	神奈川県石油商業組合相模原支部	燃料供給の協力に関すること。
	神奈川県石油商業組合津久井支部	
	(一社) 神奈川県トラック協会	災害時輸送力確保の協力に関すること。
	日 本 通 運 (株)	
	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	
	小 田 急 電 鉄 (株)	
	京 王 電 鉄 (株)	
	神 奈 川 中 央 交 通 (株)	

3 市有車両確保体制の整備

財政局は、災害時に使用可能な市有車両について、帰庁時に燃料を確実に補給する（原則としてタンクの3/4以上）等、緊急時に迅速に対応できるよう管理を行う。

4 民間車両確保体制の整備

財政局は、災害の状況に応じた車両を確保できる団体又は業者と協定を締結し、災害発生時の車両の確保、動員及び運用方法を協議し、協力関係を維持・強化する。

また、広域避難を想定した避難者の輸送方法について調整する。

5 緊急通行車両の確認手続

危機管理局、環境経済局、都市建設局及び消防局は、災害応急対策を円滑に行うため、県公安委員会（警察本部交通規制課）に対し緊急通行車両及び緊急輸送車両の事前届出を行う。

(1) 緊急通行車両

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第1項に基づき、同条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示等の発令

- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 被災者の救難、救助その他保護
- エ 被災児童及び生徒の応急保護・支援
- オ 施設及び設備の応急の復旧
- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境公衆衛生
- キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持
- ク 緊急輸送の確保
- ケ その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急輸送車両

緊急輸送車両は、大規模地震対策特別措置法第21条第2項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 地震予知情報の伝達及び避難指示等の発令
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
- エ 施設並びに設備の整備及び点検
- オ 犯罪の予防、交通の規制及びその他被災地における社会秩序の維持
- カ 緊急輸送の確保
- キ 地震が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備
- ク その他地震災害発生への防止又は軽減を図るための措置

6 燃料確保体制の整備

財政局は、石油商業組合、ガソリンスタンド等と協定を締結し、災害時において避難所、市有車両と協定業者に優先的かつ効率的に燃料を供給できる体制の整備に努める。

また、災害時用の燃料備蓄庫の整備を検討する。

7 道路障害物除去体制の整備

都市建設局は、災害時に重機を利用した道路上の障害物除去作業等が迅速に行えるよう、協定団体等との協力関係の維持・強化に努める。

8 救援物資受入れ拠点における運用体制の整備

環境経済局は、財政局と協力し、民間事業者を含む施設管理者と災害時の救援物資受入れ拠点における運用体制を整備し、速やかな物資支援のための準備に努める。

環境経済局は、民間事業者との協定締結や救援物資受入れ拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

◆ 資料編参照

- ※6-1 市保有車両一覧表
- ※15-15 災害時における応援に関する協定（相模原造園協同組合）
- ※15-18 災害時における応援に関する協定・協定細則（（一社）相模原市建設業協会）
- ※15-19 災害時における応援に関する協定書・協定細則
（相模原市津久井地区建設業連絡協議会）
- ※17-3 災害時における燃料の供給の協力に関する協定
（神奈川県石油商業組合相模原支部）
- ※17-4 災害時における燃料供給の協力に関する協定
（神奈川県石油商業組合津久井支部）
- ※18-4 災害時における物資の輸送等に関する協定（（一社）神奈川県トラック協会）
- ※18-5 災害時における緊急措置の支援に関する協定（神奈川倉庫協会）
- ※18-6 災害時の物資の配送等に係る協力に関する協定書（旭フォークリフト（株））

第7節 災害時における文教・保育体制の整備

1 基本方針

地震等の災害に際し教育委員会は、平常時からの防災対策に努めるとともに、災害発生時における児童・生徒及び施設利用者の安全確保、応急的な教育等の災害対策の確立を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	教 育 局	災害時における文教体制の整備に関すること。 防災教育の充実及び応急教育の実施に関すること。 文化財の災害対策に関すること。
	こども・若者未来局	災害時における市立幼稚園、保育所の防災対策に関すること。
	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	災害時における文教体制の整備に関すること。 防災教育の充実及び応急教育の実施に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	災害時における文教体制の整備に関すること。
	私 立 学 校 等	

3 教育局の防災対策

- (1) 平常時より、学校等が行う災害発生時における児童・生徒等の安全確保、消防局と連携した防火・防災教育、組織体制等の防災対策について、「神奈川県学校防災活動マニュアル」及び「学校安全の手引（地震編及び風水害・大雪災害編）」を活用し、指導・助言、情報提供を行う。また、各学校における計画的な防災訓練・教育及び災害対策計画の策定並びに体制整備を推進する。
- (2) 耐震対策、浸水対策、防災資機材の整備など学校等の施設・設備の強化を図るとともに、児童・生徒等の留め置きに必要な備蓄等を行う。
- (3) 災害時における学校等との情報受伝達体制の整備を図る。
- (4) 学校の避難所への支援・協力の関わり方について、平常時より指導・助言、情報提供を行う。
- (5) 市立小・中学校及び義務教育学校に、気象庁からの緊急地震速報を即座に受信する緊急地震速報受信システムを設置する。

4 学校（市立小・中学校及び義務教育学校）の防災対策

- (1) 災害発生時における児童・生徒の安全確保、防災教育、情報連絡体制、防災訓練等を内容とした独自の防災計画を定める。
- (2) 独自の防災計画の円滑な実施を図るため、防災組織を設置する。
- (3) 災害時の状況を配慮した、在校中及び登下校中における児童・生徒の安全確保に努める。
- (4) 児童・生徒が災害状況を適正に判断し、的確な行動ができる能力の育成に努める。また、教職員の防災対応能力や応急処置能力の向上に努める。
- (5) 児童・生徒の実践的な防災能力を高めるため、災害の種類、学校教育活動の場面や時間帯等を多様に想定するとともに、当該学校の避難所運営協議会や自治会等と連携し、それぞれの場面における適切な避難行動を体験的に理解させる防災訓練を計画的に実施する。
- (6) 情報連絡が正確かつ迅速に行えるよう、日頃から保護者や児童・生徒、教職員間、教育局との情報連絡体制の整備に努める。

5 教育機関の防災対策

- (1) 相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成19年相模原市教育委員会規則第17号）に定める教育機関の施設管理者は、施設・設備の点検確認、利用者の安全確保、情報連絡体制等を内容とした「社会教育施設等防災計画」を定める。

(2) 教育機関においては、多様な形態があることから、各機関の運営状況に応じた防災訓練を計画的に実施する。

6 児童・生徒保護対策

風水害等の災害が予測される場合には、事前の情報収集に努めるとともに登下校の時間帯の変更など児童・生徒の安全確保に努めることとする。

また、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴い、児童・生徒等の生命・身体的安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え、迅速、的確に対応できる保護対策として、綿密な地震防災対策を講じなければならない。特に学校長等は、児童・生徒の保護について、次の事項に十分留意し具体的な計画を定めるものとする。

- (1) 児童・生徒の生命、身体的安全確保を最優先とすること。
- (2) 学校の所在する地域の諸条件等を考慮すること。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報の発表に迅速に対応できるものであること。
- (4) 児童・生徒の行動基準並びに学校及び教職員の対応が明確にされていること。
- (5) 学校における教職員の共通理解がなされ、個々の分担が明確にされていること。
- (6) 障害のある児童等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分に配慮すること。

7 幼稚園、私立学校等の防災対策

こども・若者未来局及び幼稚園、私立学校等の施設管理者は、平常時より、災害発生時における園児、児童・生徒等の安全確保、防災教育、組織体制等の防災対策を適切に行う。

また、各幼稚園の防災マニュアル作成を推進し、園児の避難、保護及び保護者への引渡し体制の整備等を普及するほか、園児の防災教育、防災訓練（避難訓練、引渡し訓練等）の計画的な実施を推進する。

8 保育所等の対策

こども・若者未来局は、市の「保育所防災の手引き」を各保育所に普及し、施設の安全性の確保、災害時の園児の保護、保護者への引渡し及び応急保育等を円滑、適切に実施するための準備等を促進する。

また、市の「児童厚生施設等安全管理マニュアル」を活用し、児童クラブ等における児童の保護、引渡しを円滑、的確に実施できるよるように、必要な準備等を推進する。

9 高校、大学の防災対策

高等学校及び大学の管理者は、生徒、学生及び勤務職員等の一斉帰宅を抑制し、施設内に職員等を留め置くための食料、飲料水、毛布及び簡易トイレ等の備蓄に努める。

10 文化財の保護

教育局は、文化財が被災しないように、必要に応じて施設や設置場所の耐震化、火災警報器の設置等の災害対策を実施するとともに、地域における文化財の具体的な災害対策の検討を行う。

第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備

1 基本方針

災害時には建築物の被災状況を確認し、二次災害を防ぐとともに、応急仮設住宅の建設等並びに住宅の応急修理を実施する必要がある。効率的にこれらの活動が実践できるよう体制を確立しておく。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	都市建設局（まちづくり推進部）	応急危険度判定実施体制の整備・強化に関する こと。 被災宅地危険度判定実施体制の整備・強化に 関すること。
	財 政 局	災害時の土地活用の調整に関する こと。
	財 政 局	応急仮設住宅に関する こと。
	都市建設局（まちづくり推進部）	
	健康福祉局（生活福祉部）	応急仮設住宅等の入居基準整備の協 力に関する こと。
	関 係 各 局	災害時の土地活用の調整に関する こと。
関 係 機 関	神 奈 川 県 （県土整備局、保健福祉局）	応急危険度判定支援体制の整備に 関すること。 被災宅地危険度判定支援体制の整備に 関すること。
	（一社）相模原市建設業協会	災害時の住宅等の建設・修理の協 力に関する こと。
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会	
	相模原市電設協会	

3 被災建築物の応急危険度判定に関する事前対策

大規模地震発生時には、建築物の倒壊による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速に行う必要がある。

このため、都市建設局は、平常時から判定実施体制の整備・強化に努める。

（1）応急危険度判定士

「神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づき、若しくは他都道府県において応急危険度判定士の認定を受けた者で、市内の者及び神奈川県を通じて派遣を受けた者

（2）市内判定士の連絡及び参集体制

都市建設局は、市内の応急危険度判定士との連絡及び参集手段のための連絡網を整備しておく。

4 被災宅地の危険度判定

大規模地震発生時には、宅地の崩壊による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を迅速に行う必要がある。このため、都市建設局は、平常時から判定実施体制の整備・強化に努める。

（1）被災宅地危険度判定士

「神奈川県被災宅地危険度判定士認定要綱」に基づき、若しくは他都道府県において被災宅地危険度判定士の認定を受けた者で、神奈川県を通じて派遣を受けた者

5 災害時における応急仮設住宅等に関する事前対策

財政局及び都市建設局は、災害時における応急仮設住宅の建設等、公営住宅等のあっせん、被災住宅の応急修理が迅速に行えるよう次の事前対策に努める。

(1) 応急仮設住宅建設用地の選定

応急仮設住宅の設置場所は、飲料水が得やすく、保健衛生上好適な場所で、なるべく交通の便がよいなど社会生活上の配慮がなされる場所となる。都市建設局は、平常時から、財政局等の協力の下、応急仮設住宅の建設用地を選定し、建物配置計画等を定める。

(2) 協力体制の確保

応急仮設住宅の建設用地は、ライフラインの便を考慮し、各局及び国、県等と協力して応急仮設住宅建設用地が確保できるよう調整し、協力関係を維持する。また、災害復旧・復興時の住宅建設・修理のための資材の確保、労力の確保について、協定団体、建築材料業者等との協力関係を確保しておく。

(3) 公営住宅等の把握

災害時に活用できる市営住宅をはじめとする公営住宅等の空き状況等について、県及び神奈川県住宅供給公社等と協力して把握しておく。

(4) 応急仮設住宅等の入居基準・運営方針の確立

応急仮設住宅等の入居基準及び運営等について、神奈川県及び健康福祉局と協力し、事前にマニュアル等を整備しておく。

◆ 資料編参照

※15-14 災害時における応援に関する協定（相模原市電設協会）

※15-18 災害時における応援に関する協定・協定細則（（一社）相模原市建設業協会）

※15-19 災害時における応援に関する協定書・協定細則
（相模原市津久井地区建設業連絡協議会）

※22-8 災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定
（神奈川県、県市長会、県町村会、県土地家屋調査士会）

第9節 その他の災害対応体制の整備

1 基本方針

災害時の応急対策が確実に実行できるよう、災害対応体制を整備し、災害対応の在り方を検討しマニュアル・手引等としてまとめ、訓練等を通じて、各機関、各部署の災害に備えた計画を確立しておく。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	財 政 局	災害時の土地活用の調整に関する事 市有建物の被害調査に関する事 罹災証明書（火災を除く。）の発行に係る住家等の被害調査に関する事
	危 機 管 理 局	広域応援受入れ体制に関する事
	市 民 局	遺体処理体制整備に関する事 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く。）の発行に係る調整に関する事
	区 役 所	帰宅困難者の支援に関する事 死体埋火葬許可証の発行に関する事 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く。）発行に関する事
	健康福祉局（生活福祉部）	遺体処理体制整備に関する事
	健康福祉局（保健衛生部）	ペット対策の整備に関する事
	環 境 経 済 局	清掃体制整備に関する事
	都市建設局（まちづくり推進部）	帰宅困難者の支援に関する事
	消 防 局	事業所の消防計画作成の指導に関する事 火災に関する被害調査・罹災証明書に関する事
	関 係 各 局	災害時活動体制等の整備に関する事
関 係 機 関	警 察 署	遺体の検視、調査等に関する事
	神 奈 川 県（県土整備局）	災害時の土地活用の調整に関する事
	各 防 災 関 係 機 関	災害時活動体制等の整備に関する事

3 災害時活動体制等の整備

(1) 組織体制の整備

市及び各防災関係機関は、災害発生時若しくはそのおそれがある場合に災害対策本部等の設置など、災害応急対策のための特別の体制をとる。各局及び各機関は、地域防災計画の下、そのための体制を整備するとともに、さらに参集のための連絡網の整備、通信設備、非常用電源、非常用飲食料その他の資材等の確保・管理を行い、災害時の活動が的確に行えるよう体制を整備・強化する。

(2) 動員職員名簿の作成

市災害対策本部の部長となる各局長及び各防災関係機関は、あらかじめ、各局等の配備基準に基づき、配備の種別及び参集場所等を明記した動員職員名簿を作成し、所属職員に対して周知徹底を図る。

平常時と異なる業務を行う者等は、その活動の協力者等と平常時より対応方法等について相談する。特に、市災害対策本部における避難所担当職員及び救護所担当職員となる者は、避難所の開設・運営方法を周知するだけでなく、訓練等を通じて地域との連携を深めるとともに、自主防災組織、避難所運営協議会及び救護所と連携して、避難所及びその周辺地域の危険性について把握する。

また、避難所と救護所相互の連携を図る。

(3) 活動要領の整備

各局及び各機関は、地域防災計画の下、分掌する災害対応事務に係る活動の要領を、活動の手引、マニュアル等の細部実施計画として整備するものとする。また、訓練等による検証を踏まえ、適宜見直すことにより実践性の強化を図るとともに、関係者への周知徹底を行う。

4 災害時における土地利用に関する事前対策

財政局は、大規模災害時においては、応急仮設住宅の建設、廃棄物集積所など様々な用途に対応する土地が必要となることから、これらの用途に利用可能な市有地等を、関係各局及び機関と協力して平常時から把握しておき、災害時に円滑に使用できるよう調整を図る。

災害対策用地確保の優先順位	1. 市有地	2. 国・県有地	3. 民地
---------------	--------	----------	-------

5 被害調査及び罹災証明書発行に関する事前対策

災害後に、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用や支援金の支給等の各種支援策と密接に関連する罹災証明書を発行するため、市が実施する被害認定を迅速かつ公正に実施できるよう、財政局は、「住家及び市有建物被害調査実施要領」及び内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、建物被害認定調査を行う体制を確保する。

また、都市建設局の行う応急危険度判定との連携や、被災者台帳の作成並びに罹災証明書の発行及び活用に関わる手続についての関係部署間（調査：財政局及び消防局、被災者台帳の作成：危機管理局及び区役所、罹災証明書の発行：区役所、市民局（発行に係る各区役所との調整）、消防局、罹災証明書の活用：関係各局）での運用方法の調整を行う。

6 広域応援の受入れに関する事前対策

危機管理局は、九都県市や指定都市市長会等の広域応援の枠組み、他自治体との災害応援協定等によって、広域応援を受け入れる場合に必要となる広域応援活動拠点（派遣された職員の活動拠点、宿泊施設等）について指定を行うとともに、応援要請方法、要請業務の選定、受入れ時の連携など総合的な受援体制について検討し、訓練の実施やマニュアル等の整備を行う。

また、本市から市外に市民が広域避難する場合を想定し、災害応援協定を締結した自治体間での避難者の受入れや避難生活の支援方法等の整備を図る。

さらに、「相模原市災害受援計画」に基づき、大規模災害時の円滑な受入れ体制、活動環境及び協力体制を整備するほか、関係各局と連携し、公共施設に対し、ヘリコプターからの識別を容易にするためヘリサインの整備を進める。

7 在日米陸・海軍との相互応援に関する事前対策

危機管理局は、在日米陸・海軍と締結した「災害準備及び災害救援活動に関する相模原市と在日米陸軍基地管理本部との覚書」及び「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する相模原市と米海軍厚木航空司令部との覚書」による相互応援又は共同活動を円滑、的確に行うため、日頃から次の対策を進める。

- (1) 相互に連絡窓口を定め、市域の安全状況及び基地内の安全状況について、平時から相互に情報交換を行う。
- (2) 災害や事故等のおそれがある場合の通知及び対策本部や危機行動班を設置する際の連絡を徹底する。

- (3) 災害時の被災状況や対応措置についての情報共有方法を整備する。
- (4) 研修、会議、訓練、演習等を通じて、災害対応の準備、専門技能の育成を推進する。

8 災害時における遺体取扱に関する事前対策

- (1) 火葬場施設の整備
市民局は、災害時に燃料等を確保し、設備の維持を図る。
- (2) 調達体制の整備
健康福祉局（生活福祉部）は、災害時における埋火葬等に伴う棺、骨つぼ等必要な物品の広域的な調達体制について、協定締結等を検討し、平常時より整備する。
- (3) 各機関の連携体制の整備
健康福祉局は、災害時に遺体の検視・調査を実施する警察署、検案を実施する協力医等と、更に火葬の実施を担当する市民局及び戸籍等に係る手続を担当する区役所との連携体制を維持・強化し、災害時の遺体処理が的確に行えるように調整する。また、市民局及び健康福祉局は、「神奈川県広域火葬計画」に基づく市外の埋火葬施設との連携についても検討する。

9 災害時におけるペット対策に関する事前対策

健康福祉局（保健衛生部）は、ペットの所有者・管理者に対して、飼い主の明示（鑑札・マイクロチップの装着等）、しつけ、健康管理、ケージ・ペットフード等の避難時の持ち出し品の確保、ペットの預け先の確保等について啓発するとともに、ケージ等の必要となる物資の備蓄及び確保に努める。

また、獣医師会等と、災害時のペットの救護及び一時預かり、ペット同行避難者への適正飼養等の指導について協議し、実施体制の整備に努める。

10 災害時における清掃等に関する事前対策

- (1) 災害時廃棄物処理体制の整備
環境経済局は、災害時に大量に発生する災害廃棄物を処理するためのごみ処理業者等を把握するとともに、収集車両等の確保について検討する。
また、災害廃棄物の推計発生量に基づく必要な仮置場の面積の推計やリサイクルの方針等も含め、災害廃棄物等を処理するための計画を確立する。
- (2) 廃棄物処理能力の拡充
環境経済局は、廃棄物処理施設・処分場の維持管理を徹底し処理能力の維持に努める。
また、地域におけるリサイクルシステム確立を支援し、市民・事業者・行政が一体となった廃棄物の減量化・資源化が行えるよう普及啓発に努める。

11 事業所等の消防計画の作成

学校、病院、大型店舗等多数の人が出入りする施設について施設管理者は、消防法第8条又は第36条の規定により、防火管理者・防災管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施消防用設備の点検及び整備等を行うこととなっている。

また、危険物施設については、消防法第14条の2の規定により危険物の保安に関する業務、取扱いの基準及び地震発生時における措置等を予防規程で定めることとなっている。

消防局は、これらの施設等の出火の防止、初期消火体制の強化、来訪者・入所者に対する避難誘導體制の確立等を指導するとともに、自衛消防隊の育成を図る。複数の用途が存在し、管理権限が分かれている雑居ビル等は、統括防火・防災管理者が中心となった防災体制が執れるよう指導する。

◆ 資料編参照

- ※22 協定等（地方公共団体等）
- ※25-1 防災関係条例・規則・規程・指針・計画・要綱・要領・マニュアル等一覧

第10節 孤立対策

1 基本方針

津久井地域の中山間地においては、地震あるいは大雨による土砂災害等により、道路や通信網が被災して、交通や通信が途絶する集落が発生することが考えられる。このため、孤立集落の発生に備えた対策について定める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	通信手段の確保に関する事。 備蓄に関する事。 ヘリコプター離着陸可能場所に関する事。 救助のための渡河可能地点に関する事。
関 係 機	施 設 の 管 理 者	備蓄に関する事。

3 通信手段の確保

危機管理局は、孤立するおそれのある地区（以下「孤立対策推進地区」という。）との通信を確保するため、道路啓開等により孤立が解消されるまでの間の備えとして、市の公共施設あるいは地区の集会所等へ衛星携帯電話の配備、アマチュア無線の協力体制等を構築する。

4 備蓄の推進

危機管理局は、孤立対策推進地区について、孤立の要因（アクセス道路が土砂災害の危険箇所にかかる、迂回路がない等）が多い地区を優先し、孤立した当初の生活等を確保するため、飲料水等を分散備蓄するほか、救助資機材等の最低限必要な物資を公共施設、集会所等に分散配置する。

また、孤立対策推進地区の住民、社会福祉施設、教育施設、観光施設等の管理者に対し、孤立解消までの間を自活するための物資等の備蓄を行うよう啓発を行う。

5 輸送手段の確保

危機管理局は、孤立対策推進地区の輸送手段を確保するため、ヘリコプターの離着陸等が可能な空地を調査し把握する。また、ヘリコプターによる孤立対策推進地区の情報収集や救助・救援等の訓練を実施する。

相模川沿いは、渡河による避難の可能性もあり、渡河地点の調査・把握を検討する。

6 孤立対策推進地区の避難及び通信等の訓練

危機管理局は、区役所、まちづくりセンターと連携して、災害時の孤立を想定した非常通信、避難、救助・救援等の訓練を実施する。

◆ 資料編参照

※ 8-9 孤立対策推進地区一覧表

※ 11-1 無人航空機による情報収集等に関する協定書（総合警備保障株式会社）

※ 11-2 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書
（町田市、（特非）クライシスマップパースジャパン）

第 1 1 節 帰宅困難者対策

1 基本方針

大地震等により、鉄道、バス等の公共交通機関の機能が停止した場合、多くの通勤・通学者、買い物客及び観光客等が駅前等に滞留し、また、一斉に帰宅した場合には道路が渋滞し、緊急車両の通行障害が発生する等、大きな混乱が予想される。

このため、国が示した「むやみに移動を開始しない」という基本原則を踏まえて、市、関係機関及び事業所等が相互に連携し、災害時の駅前の混乱防止や一斉帰宅の抑制等を円滑かつ効果的に実施するための事前対策を定める。

また、市外で帰宅困難者となった市民への支援についても推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	帰宅困難者対策の総括に関する事 市民等への帰宅困難者対策の普及に関する事 一時滞在施設の確保に関する事 市外で帰宅困難者となった市民への支援に関する事
	都 市 建 設 局 (まちづくり推進部)	駅前滞留者の誘導及び情報提供体制等の整備に関する事 交通関係機関との情報連絡体制の整備に関する事
	環 境 経 済 局	事業所への帰宅困難者対策の普及に関する事
	区 役 所	駅前滞留者の誘導及び情報提供体制等の整備に関する事 一時滞在施設の運営体制等の整備に関する事
	関 係 各 局	一斉帰宅抑制のための情報伝達に関する事
関 係 関	神 奈 川 県 (くらし安全防災局等)	一時滞在施設(県有施設)の開設体制等の整備に関する事
	東日本旅客鉄道(株)	乗客及び駅利用者等の誘導體制の整備に関する事
	小田急電鉄(株)	
	京王電鉄(株)	
	神奈川中央交通(株)	
	京王バス(株)	臨時バス運行体制の整備に関する事
	富士急バス(株)	

3 市の措置

(1) 危機管理局

首都直下地震帰宅困難者対策協議会が定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」等を踏まえて、関係各局と連携し、次の対策を進める。

ア 市民に対して、帰宅困難にならない備えや帰宅困難となった場合の行動及び災害用伝言サービス等による安否確認方法等を、リーフレットの作成、配布等により普及する。

イ 環境経済局と連携し、市商工会議所及び工業団地事務局等を通じて、帰宅困難者を出さないための事業者の備え等を「企業のための帰宅困難者チェックシート」の活用やポスターの配布等により市内事業者に普及する。

- ウ 帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を可能な限り多く確保するため、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）」を参考に、駅周辺の公共施設を指定するとともに、大規模集客施設及び事業所等の民間施設と協定の締結を行い、一時滞在施設の指定を進める。
- エ 九都県市等との協定による災害時帰宅支援ステーション^(※)に、「のぼり旗・ステッカー」を配布するとともに、市民や事業所等に支援ステーションの位置や支援内容等を普及する。
(※) 災害時帰宅支援ステーション：徒歩帰宅者に水道水、トイレ、休憩スペース、情報等を可能な範囲で提供する施設
- オ 駅前滞留者対策を円滑に行うため、小田急線相模大野駅、JR橋本駅及び京王橋本駅に配置するデジタル地域防災無線を活用する。
- カ 市外で帰宅困難者となった市民の不安を解消するため、ICT（防災メール、ツイッター等）を活用した適切な情報提供体制を確保する。
- キ 関係各局、関係機関、市民、学校及び事業者等と連携して、駅前滞留者対策及び帰宅困難者対策の訓練を実施する。
- ク 関係各局は、市内の事業者、大学、高等学校等へ一斉帰宅抑制のための情報伝達体制を整える。

(2) 都市建設局

各駅長との会議を開催するなど、日頃からの情報交換、災害時の対応方法、体制等の協議を推進する。

また、区役所と連携し、駅前混乱防止対策において収集した情報を、帰宅困難者等に周知する体制や、帰宅困難者が身の安全を守るために避難する駅周辺一時避難場所又は一時滞在施設へ誘導する体制を整備する。

(3) 区役所

一時滞在施設の開設及び運営を円滑に行うため、県央地域県政総合センター等とともに、災害時要援護者等にも配慮した帰宅困難者の受入れ及び支援体制を整備する。

4 鉄道事業者の措置

各鉄道事業者は、旅客、駅利用者等の安全確保体制の整備及び代替輸送体制の整備を行う。

◆ 資料編参照

※4-4 一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーション一覧表

第6章 災害時要援護者支援

第1節 災害時要援護者支援

1 基本方針

災害が発生した場合に、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者に対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地域のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害に備える。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局	災害時要援護者の安全確保等に関すること。
	こ ども ・ 若 者 未 来 局	災害時要援護者の情報提供・管理に関すること。
	健 康 福 祉 局	避難行動要支援者の個別避難計画の作成等に関すること。
	危 機 管 理 局	
	区 役 所	
	市 民 局	外国人支援体制に関すること。
関 係 各 局	災害時要援護者の安全確保等に関すること。	
関 係 機 関		関 係 福 祉 団 体

3 災害時要援護者の定義

災害時要援護者とは、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、乳幼児、病人、妊産婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である者であり、災害対策基本法第8条の「要配慮者」と同義である。

4 避難行動要支援者名簿

健康福祉局は、災害時要援護者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を特定するため、市保有情報等から所在を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿は、本市で作成していた災害時要援護者名簿と同義である。

(1) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護度3以上の者
- イ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ウ 療育手帳A1又はA2の交付を受けている者
- エ 避難行動要支援者名簿への記載について本人又は家族から申出のある者

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する事項

避難行動要支援者名簿には次の事項を記載する。

- | | | | | |
|----------------|-------|-------------------------|---------|--------------|
| ○氏名 | ○生年月日 | ○性別 | ○住所又は居所 | ○電話番号その他の連絡先 |
| ○避難支援等を必要とする事由 | | ○その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項 | | |

- (3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 避難行動要支援者名簿を作成するに当たって、(1)ア～ウに該当する者を把握するために、市保有情報（住民基本台帳、身体障害者更生指導台帳、知的障害者更生指導台帳、介護保険被保険者台帳）を集約する。
 また、(1)エに該当する者については、本人又は家族からの申出に基づき情報を把握する。
- (4) 避難行動要支援者名簿の更新
 避難行動要支援者名簿を原則年1回以上更新する。
- (5) 避難行動要支援者名簿の共有
 避難行動要支援者名簿を危機管理局、各区役所並びに現地対策班が置かれるまちづくりセンター及び公民館に提供する。
- (6) 避難行動要支援者名簿の管理
 避難行動要支援者名簿の提供を受けた関係機関は、名簿情報を適正に管理する。

5 同意者名簿

健康福祉局は、避難行動要支援者名簿に記載された者のうち、地域内の避難行動要支援者を支援する組織（以下「支援組織」という。）への情報提供に同意した者を把握し、同意者名簿を作成・提供することができる。

- (1) 協定の締結
 単位自治会等を中心に、地域の実情に応じて、民生委員児童委員協議会等の地域の各種団体で構成する支援組織と「災害時要援護者避難支援事業の実施に関する協定」を締結する。
- (2) 同意者名簿の提供
 協定を締結した支援組織が所在する地域内に住所を有する避難行動要支援者に対して、平常時からの支援組織への情報提供について意向を確認し、支援組織への情報提供に同意した者を記載した同意者名簿を支援組織へ提供する。
- (3) 同意者名簿に記載する事項
 同意者名簿には次の事項を記載する。

○氏名 ○生年月日 ○性別 ○住所又は居所 ○電話番号その他の連絡先
 ○避難支援等を必要とする事由 ○その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項

- (4) 同意者名簿の更新
 同意者名簿を原則年1回更新する。
- (5) 情報漏えいを防止するための措置
 支援組織は、情報漏えいの防止のために適切な措置を講じ、避難行動要支援者情報を適正に管理する。
- (6) その他必要な事項
 同意者名簿の作成及び提供に関し、その他必要な事項は「災害時要援護者避難支援ガイドライン」に定める。

6 個別避難計画

健康福祉局は、避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため危機管理局及び区役所並びに庁外の関係機関等と連携し、災害対策基本法第49条の14第1項に規定する個別避難計画（避難行動要支援者の避難支援等を実施するための計画）の作成に努めるものとする。

- (1) 個別避難計画作成の進め方
 避難行動要支援者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者など計画作成の優先度が高く、個別避難計画を作成することについて同意が得られた避難行動要支援者から順次個別避難計画を作成するよう努める。
- (2) 個別避難計画に記載する事項
 個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載されている事項のうち必要な情報のほか、次の事項を記載する。

- 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難支援を実施する者の氏名・住所・電話番号等
- 避難場所等 ○その他避難支援等の実施に関し必要な事項

(3) 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者は、自主防災組織、消防団、近隣住民、その他関係機関、又は地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者など当該避難行動要支援者の実情にあわせて必要と思われる者とする。

(4) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画の作成に当たって必要がある場合は、市関係部局で把握している避難行動要支援者に関する情報を集約する。また、必要に応じて、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。

(5) 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況の変化や避難方法等に変更があった場合等、状況に応じて個別避難計画を更新する。

(6) 個別避難計画の提供

個別避難計画情報は、危機管理局、各区役所並びに現地対策班が置かれるまちづくりセンター及び公民館等に提供する。

また、平常時からの外部への情報提供に同意した者については、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者等に提供する。

(7) 情報漏えいを防止するための措置

個別避難計画情報の提供を受けた者は、情報漏えいの防止のために適切な措置を講じ、個別避難計画情報を適正に管理する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、安全確保に十分配慮し、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行う。

7 日常地域活動の充実

(1) 健康福祉局、こども・若者未来局、事業所、市民、自主防災組織及び民生委員・児童委員等は、災害時要援護者に対する救援活動を円滑に実施するため、日頃から災害時要援護者の把握に努めるとともに、地域の防災訓練等への参加を呼び掛け、地域活動の充実に努める。

また、災害時に自主的な活動ができるよう、地域の関係機関と情報交換を行う。

(2) 災害時要援護者及びその家族は、地域活動に積極的に参加し、地域住民等との交流を深めるよう努める。また、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供するように努める。

8 地域住民と社会福祉施設等との連携強化

市内の社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障害者用施設、病院、保育所等）の管理者は、災害時において周辺市民や事業所及び関係機関から速やかに支援を得られるよう、日頃からの交流、連絡網の整備、防災訓練等に努める。

9 関係福祉団体との連携強化

健康福祉局及びこども・若者未来局は、災害時要援護者の災害時の安全及び生活を確保できるよう、関係福祉団体との連携を強化する。

(1) 関係福祉団体との連携を深め、その活動を通じて災害時要援護者の防災行動力を高める。

(2) 関係福祉団体を通じて、災害時要援護者の要望等をまとめ、防災対策に反映させるよう努める。

(3) 災害時における関係福祉団体との連携体制を整備し、必要な支援体制の充実に努める。

10 災害時要援護者に対する事前対策

(1) 健康福祉局における対策

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府、令和3年改定）に基づき、社会福祉施設等との福祉避難所に関する協定を締結し、福祉避難所の整備に努める。また、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するなど避難行動要支援者を把握するとともに、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等、地域社会全体で災害時要援護者を支援することができる体制を構築する。

さらに、災害発生後の避難所における支援、福祉避難所の活用、福祉サービスの継続等について、関係機関との連携を図る。

ア 社会福祉施設等が入所者に対する災害対策を確立し、防災訓練や防災教育の充実がなされるよう指導する。

イ 災害時要援護者固有の生活必需物資等を計画的に備蓄する。

ウ 市立の社会福祉施設等を福祉避難所として位置付ける。さらに、協定締結等により民間社会福祉施設等についても福祉避難所としての位置付けを図る。

エ 一人暮らしや寝たきりの高齢者等に対する災害時の緊急通報システムを充実する。

オ 社会福祉施設間の相互応援体制確立を促進する。

カ 災害時要援護者の情報について、災害時活用が可能となるよう整備するとともに、その情報を用いた安否確認や情報提供など、必要な支援が行えるよう努める。

(2) 市民局における対策

市民局は、大規模な災害時にはさがみはら国際交流ラウンジに外国人相談窓口を設置する。また、通訳ボランティア登録を進めるなど、災害時における外国人支援の体制を整備する。

(3) 関係各局の対策

ア 関係各局は、災害時要援護者に配慮した防災訓練、防災教育を実施する。

イ 多言語による防災パンフレットの作成や避難所の案内板を設置する。

ウ 自主防災組織、災害ボランティア等が円滑かつ的確に支援できるように、必要な情報の提供に努める。

(4) 各機関、各施設管理者の対策

関係各局、各機関及び各施設の管理者は、バリアフリーの推進により、災害時要援護者の災害時行動を支援する。

◆ 資料編参照

※19-3 災害時における要援護乳幼児への育児支援の実施に関する協定
(相模原市私立保育園園長会)

第2節 災害時医療体制との連携確保

1 基本方針

災害時に健康を害しやすい災害時要援護者に対し、適切に医療を行うため、日頃から医療関係者等と協力して効果的な実施体制を確保する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局	災害時要援護者の保健・医療ニーズの把握体制及び医療体制の整備のための連携確保に関すること。
	こ ど も ・ 若 者 未 来 局	
関 係 機 関	(公 社) 相 模 原 市 薬 剤 師 会	災害時要援護者の受入れ及び医療実施体制の確保に関すること。
	(公 社) 相 模 原 市 病 院 協 会	

3 連携体制の確保

健康福祉局は、避難所や在宅の災害時要援護者の保健医療ニーズを迅速かつ的確に把握するため、支援組織（第1節「5 同意者名簿」予-84参照）、こころのケアチーム及び医療チーム等による調査体制を整備する。

また、(公社)相模原市病院協会、神奈川県精神科病院協会、(公社)相模原市薬剤師会等と連携し、災害時に入院が必要となる災害時要援護者への医療体制について協議し、病院等への搬送、必要な医療器具及び医薬品等の備蓄や調達体制等を整備する。

第7章 災害ボランティア対策

1 基本方針

災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるようにするため、市は、市民、ボランティア団体等との連携を日頃から確立し、ボランティア団体等の主体性を尊重した運営体制の整備を図り、ボランティア活動に参加できる環境づくりに努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	健 康 福 祉 局 (地 域 包 括 ケ ア 推 進 部)	生活支援ボランティアに関すること。
	教 育 局 (学 校 教 育 部)	学校教育でのボランティア意識啓発に関する こと。
	関 係 各 局	専門ボランティアに関すること。 (市民局：相談関係・外国語) (健康福祉局：医療・福祉・保健関係) (都市建設局：建築・土木関係)
関 係 機 関	(福) 相模原市社会福祉協議会	生活支援ボランティアに関すること。 (一部専門ボランティアに関することを含む)
	相 模 原 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア ネ ッ ト ワ ー ク	
	(公 社) 相 模 原 青 年 会 議 所	
	(公 社) 津 久 井 青 年 会 議 所	

3 災害ボランティアの区分

ボランティアは、その災害時の活動内容から、専門ボランティアと生活支援ボランティアに区分される。専門ボランティアは、活動内容を担当する各局がボランティアの育成・連携強化を進める。生活支援ボランティアは(福)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークが担当する。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等)
- イ 福祉(手話通訳、介護職)
- ウ 無線(アマチュア無線技士、タクシー無線)
- エ 特殊車両操作(大型重機等操作資格者)
- オ 通訳(外国語通訳)
- カ 被災建築物の応急危険度判定(応急危険度判定士)
- キ 相談業務(弁護士、会計士、カウンセラー等)
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

4 災害ボランティアセンター機能の充実

災害時には、(福)相模原市社会福祉協議会が、協定に基づき、生活支援ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。(福)相模原市社会福祉協議会、相模原災害ボランティアネットワーク、(公社)相模原青年会議所及び(公社)津久井青年会議所は、平常時より、運営体制及び次の業務内容について調整を行い、災害時のボランティア活動の強化を図り、災害時にその活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

- (1) ボランティアの受入れ
- (2) ボランティアの必要性の把握及び情報提供
- (3) ボランティアの活動情報の集約・管理
- (4) ボランティア活動に関する研修
- (5) 市(健康福祉局)との連絡調整

5 ボランティアの育成

- (1) 研修等

ア 教育局は、児童・生徒が、福祉又は社会貢献について関心を持ち、理解を深めることができるよう学校に対する支援を行う。

イ (福)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークは、生活支援等に関するボランティア研修講座を開講する。

- (2) ボランティア活動を調整する者の養成

(福)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークは、災害時、ボランティアが混乱なく配置できるようボランティア活動を調整する者の養成を行う。

- (3) ボランティア活動の普及

健康福祉局は、災害時におけるボランティア活動の重要性の普及のため、「防災とボランティアの日」(1月17日)及び「防災とボランティア週間」(1月15日～1月21日)において、(福)相模原市社会福祉協議会、相模原災害ボランティアネットワーク、神奈川県、防災関係機関及び各ボランティア団体と協力して講演会、講習会、展示会等行事の実施を推進する。

6 ボランティア活動への支援

健康福祉局は、(福)相模原市社会福祉協議会、相模原災害ボランティアネットワーク及び(公社)相模原青年会議所と協力し、平常時から市内の地域活動団体やボランティア団体等が地域において相互に交流を深め、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークが強化されるよう支援する。

7 活動環境の整備

(福)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークは、ボランティア活動の特性である自主性、自発性等を尊重し、広く市民が多くの分野においてボランティア活動に参加できる諸条件の整備に努める。

- (1) ボランティア活動の長期化に伴うボランティアの不足に対処できる体制を構築する。
- (2) ボランティアに対する支援や登録等のマニュアルを作成する。
- (3) ボランティア保険制度を周知する。
- (4) 市と連携してボランティア活動の拠点となる施設を確保する。通信・事務機器の提供など支援体制を構築する。
- (5) ボランティア活動用備品の備蓄を行う。市が備蓄している品を適宜活用していく。

◆ 資料編参照

※19-1 災害時における社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の協力に関する協定書
(福)相模原市社会福祉協議会)

※19-2 災害時における相互協力に関する協定書
(公社)相模原青年会議所、(公社)津久井青年会議所、(福)相模原市社会福祉協議会、)

第8章 防災行動力の向上

災害発生時の被害の軽減を図るためには、市及び各防災関係機関が災害対策を推進することはもとより、市民一人ひとりの自発的かつ適切な行動が不可欠であることから、市及び各防災関係機関は、市民に対して防災上必要な知識の普及に努め、防災行動力の向上を図る。

第1節 防災知識の普及対策

1 基本方針

市及び防災関係機関は、それぞれの職員に対して専門的な防災知識を身に付けさせるとともに、市民に対して防災知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

また、市は、市民、自主防災組織、事業者等が取り組むべき自助・共助の理念について広く周知し、地域防災力の向上を推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	防災知識の普及に関すること。
	区 役 所	
	関 係 各 局	
関 係 機 関	(公 社) 相 模 原 市 防 災 協 会	
	各 防 災 関 係 機 関	

3 防災知識の普及事項

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 風水害に関する基礎知識
- (3) 土砂災害等の危険箇所
- (4) 災害事例
- (5) 被害想定
- (6) 現行の防災体制
- (7) 避難場所・避難方法
- (8) 平常時の心得
- (9) 災害に備えて用意しておくもの・防災用品
- (10) 災害発生時の心得
- (11) 人命救助の方法
- (12) 消火方法
- (13) 南海トラフ地震に関連する情報に関する知識
- (14) 高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者への配慮、支援
- (15) 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (16) 警報発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動
- (17) 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の知識
- (18) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (19) 火山災害に関する知識

4 職員に対する教育

危機管理局及び各防災関係機関は、それぞれの職員の災害発生時の対策に万全を期するため、必要な防災教育を実施する。

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 災害活動の手引等の作成、配布
- (3) 訓練を通じた災害応急対策活動内容の普及

5 市民に対する防災知識の普及

危機管理局、区役所及び防災関係機関は、市民を対象として、次の手段により自然災害等に関する防災知識の普及を図る。

- (1) 広報紙の活用
- (2) 防災関係冊子の作成、配布
- (3) 動画の活用
- (4) 防災訓練による普及
- (5) 防災講演会・研修会等の開催

6 自動車運転者等に対する防災教育

警察は、自動車等の運転者に対し、災害発生時における次に示す自動車の運行措置について、講習会等により防災教育を実施し、周知徹底を図る。

- (1) 避難のために車を使用しないこと。
- (2) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- (4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両の通行等災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (6) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

7 防災上重要な施設の管理者等の教育

関係各局及び各防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者等に対して災害発生時の防災教育を実施する。

- (1) 講演会、研修会等の実施
- (2) 防災訓練の実施

8 ライフライン・交通機関利用者に対する安全対策の周知

鉄道機関、ガス施設、電気施設、電話施設等のライフライン・交通機関は、災害発生時の混乱を防止し、正しい利用が図られるよう広報活動を行う。

9 市民の心得

市民は、「さがみはら防災マップ」等を活用し、「マイ・タイムライン」（防災行動計画）を作成するなど、次の基本的取組を進めるほか、災害時の状況等に応じた以下の心得を理解し、実践するものとする。

- (1) 基本的取組
 - ア 家族等との連絡及び安否確認手段の確保
 - イ 居住地、通勤・通学場所の周辺の危険箇所及び災害履歴の確認
 - ウ 避難の経路、場所及び方法の確認
 - エ 3日分以上の食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄
 - オ 家具等の転倒の防止
 - カ 出火の防止
 - キ 初期消火に必要な資機材の準備
 - ク 大雪に備えた除雪資機材の準備等
 - ケ 富士山等の噴火に備えた火山災害の知識習得や降灰対策の準備等

- コ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の
伝承
- (2) 平常時の心得
- ア 家庭での防災会議を開く。
 - イ 地域の避難場所及び家族との連絡方法（災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板サービス等）を確認する。
 - ウ 建物、ブロック塀、石塀等の補強や家具等を固定する。
 - エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意し、消火器等の消火用器具を準備する。
 - オ 非常用食料、飲料水、救急用品、非常用持出品を準備する。
 - カ 地域の防災訓練に進んで参加する。
 - キ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
 - ク 居住地周辺の地形等の状況を把握しておく。
 - ケ 屋内、屋外のその場に合った対処の仕方を考えておく。
- (3) 地震発生時の心得
- ア 身の安全を図る。
 - イ 万が一火が出たら、慌てずに消火する。
 - ウ 慌てて戸外に飛び出さず出口を確保する。
 - エ 狭い路地、塀のわき、崖、川べりに近寄らない。
 - オ 崖崩れ、浸水に注意する。
 - カ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
 - キ 協力し合って、応急救護を行う。
 - ク 正しい情報を得て、流言飛語に惑わされないようにする。
 - ケ 秩序を守り、衛生面に注意を払う。
- (4) 風水害への備えの心得
- ア 避難の障害になる場所など近隣の危険箇所についてチェックしておく。
 - イ 風で飛ばされそうなものは室内に取り込むか、しっかりと固定する。
 - ウ ラジオ・テレビ等で台風や大雨に関する正しい情報を得る。
 - エ 大雨・暴風時にはむやみに外へ出ない。
 - オ 風水害時避難場所では、原則食料等の物資の配布は行われなことから、非常用持出品を持って避難する。
 - カ 土砂災害の形態（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）や規模、夜間や大雨等の状況を考慮した適切な警戒避難行動（立退き避難、屋内安全確保等）をとる。
 - キ 「マイ・タイムライン」（防災行動計画）を作成する。
- (5) 火山噴火時の心得
- ア ラジオ・テレビ等で噴火に関する正しい情報を得る。
 - イ 降灰中は外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスク等を着用する。また、外出先から帰ったときには灰をよく落とし、うがいをする。
 - ウ 降灰中に車両を運転する場合には、交通情報に留意し、ワイパーを使用せずに、注意して運転する。
 - エ 降灰後の降雨によっては、土石流の発生や家屋倒壊のおそれがあることから、気象情報を確認し、降灰の状況や降雨の状況等を考慮した警戒避難行動（立退き避難等）をとる。
- (6) 雪害への備えの心得
- ア 生活必需品の備蓄はもとより、降雪に備えて雪かき用スコップ等を備えておく。
 - イ テレビ、ラジオ等で大雪に関する正しい情報を得る。
 - ウ 不要不急の外出は控える。
 - エ 車で外出する場合は、冬用タイヤ、タイヤチェーンを装着する。

第2節 自主防災組織の育成

1 基本方針

市民一人ひとりが防災に関する知識や技術を身に付け防災意識を高め、自助・共助の理念に基づき、日頃から十分な準備をしておくことが被害を最小限にとどめることとなり、市民それぞれが組織的に協調して行動することにより、初めてその効果が最大限に発揮できる。

このため、市は地域の人たちが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識が養えるよう、自治会等を単位とした自主防災組織の育成、指導を推進する。

また、災害時に避難所の運営を円滑に行えるよう、避難所ごとに設置される避難所運営協議会の平時からの活動支援を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	自主防災組織の育成指導に関すること。
	区 役 所	
	消 防 局	
	消 防 団	
	健 康 福 祉 局	
	環 境 経 済 局	事業所の防災活動の推進に関すること。

3 自主防災組織の育成指導

市は、次のとおり自主防災組織の育成を図る。

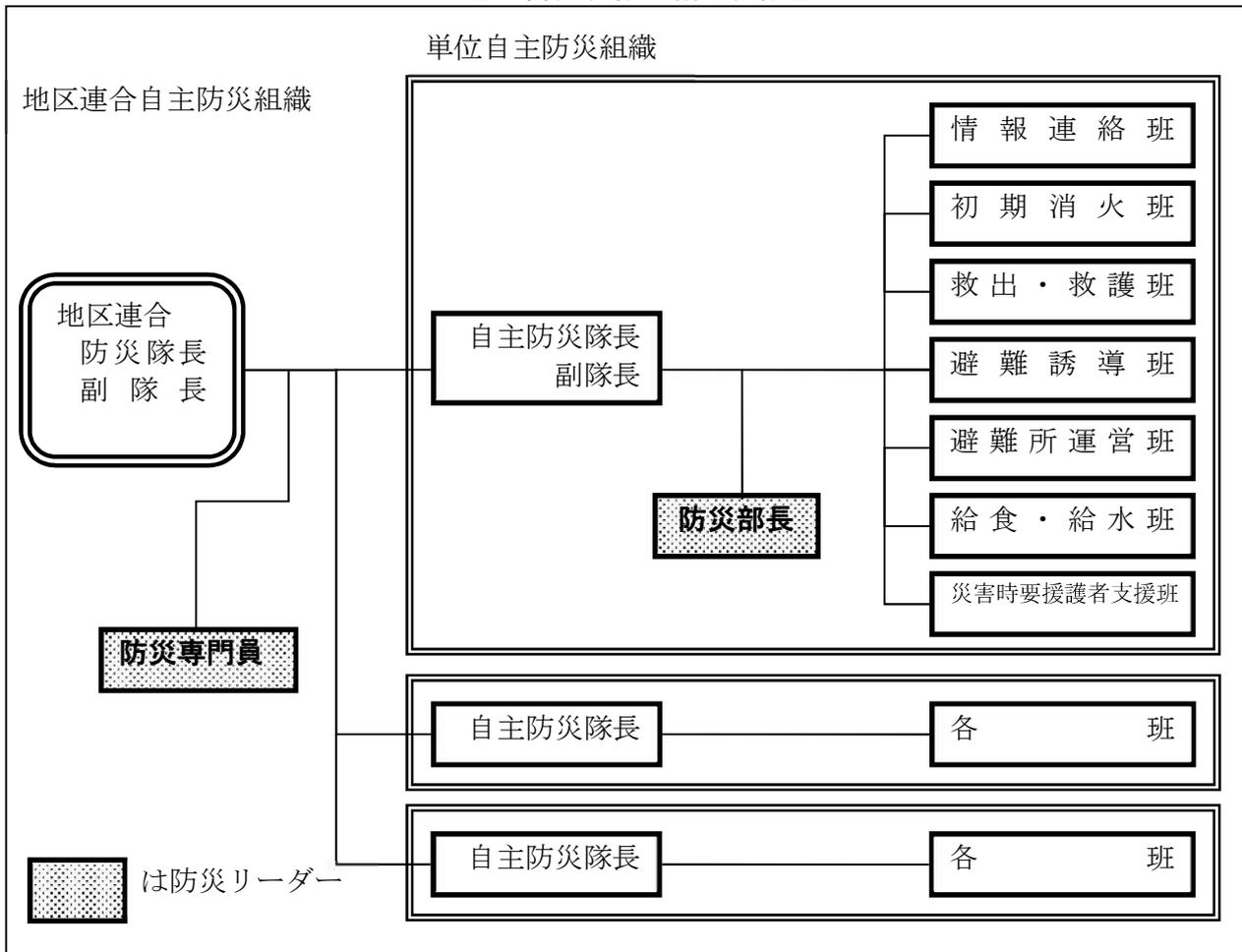
- (1) 危機管理局は、自主防災組織の育成を図るため、地域防災活動の推進を図り、自治会を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに地域の防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進及び女性リーダーの育成に努めるものとする。
- (2) 危機管理局、区役所、消防局、消防団及び健康福祉局は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練指導又は支援を実施する。

特に、避難所運営図上訓練の導入、地区別防災カルテの活用促進、地区別防災マップの作成支援等を積極的に推進する。

4 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織の編成は、「自主防災組織活動基本計画」及び「自主防災組織活動・支援マニュアル」に基づき、おおむね次図のとおりとする。
- (2) 自主防災組織は、市民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織では、いくつかのブロックに分けることも考慮する。
- (3) 他地域への通勤者の多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- (4) 地域内の事業所との連携に努める。

＜自主防災組織の編成組織図＞



5 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 地域情報の把握

災害が発生した場合に、被害の発生及び拡大防止のために、地域内の危険要因や防災設備の調査・確認を行う。

イ 防災知識の普及

集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ウ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、災害時に速やかな応急措置をとることができるよう活動に必要な資機材をあらかじめ用意しておくように努める。また、これらの資機材は日頃から取扱訓練や点検を重ねるとともに、非常時に活用できる体制を整えておく。

エ 防災訓練の実施

日頃から訓練を繰り返し実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練は、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とし、個別訓練としては次のようなものがあるが、地域の特性を加味した訓練とする。

なお、地区全体の防災力が高まるように、既存の方法や組織の範囲にとらわれず、より実践的でより多くの住民等が参加できる訓練とする。

訓 練	概 要
情報収集・伝達訓練	防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域市民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練
初期消火訓練	火災の拡大・延焼を防ぐため消火用具等を使用して消火に必要な技術等を習得する訓練
救出・救護訓練	家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練
避難誘導訓練	避難の要領を習得し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する訓練
避難所運営訓練	避難した人の避難所生活が円滑に営まれるように、避難所の開設から運営に関わる要領を習得する訓練
給食・給水訓練	被災生活における給食、給水の方法等を習得する訓練
災害時要援護者支援訓練	地域における災害時要援護者及びその他住民の防災意識向上と、災害時要援護者への避難補助、安否確認等の支援方法習得のための訓練
孤立対策訓練	災害により道路や通信網が被災して、交通や通信に支障が生じ地域が孤立した際の対策を習得する訓練

(2) 災害時の活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の自主防災組織の役割はおおむね次のとおりであり、日頃から周知するとともに対応方法を検討しておく必要がある。

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して地域住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、バケツ等を使い、隣近所が互いに協力して初期消火に努める。また、状況に応じ、小型消防ポンプの活用を図る。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった人がいるときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当をするとともに、医師の手当を必要とする人がいるときは、救護所等へ搬送する。

このため、地域ごとに設置される救護所や、病院等医療機関を確認しておくものとする。

エ 避難の実施

市長から避難指示等が出された場合、又は警察官等から避難指示等が出された場合には、市民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

避難の実施に当たっては、次のことに留意する。

(ア) 危険防止のため複数の避難経路をあらかじめ検討しておく。

(イ) 市民が避難するときに不必要なものを携帯することは、火災による危険性を増大する要因になるので、必要最小限のものにする。

(ウ) 乳幼児、高齢者、病人、その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力の下に避難誘導を行う。

オ 食料等・生活必需物資の配布及びその協力

食料等・生活必需物資の配布には、組織的な活動が不可欠であり、自主防災組織として、市が実施する給食、給水、生活必需物資の配布、避難所の運営等の応急対策活動に協力する。

6 避難所運営協議会の活動

避難所の運営は、市の職員、避難所となる施設の管理者、自主防災組織等で構成する避難所運営協議会が主体となってい、市は、避難所運営協議会が行う平常時の活動支援を行う。

- (1) 避難所の運営方法の検討
- (2) 生活ルール等の作成
- (3) 市が作成する避難所運営マニュアル及び避難所ごとの運営ルールに基づく訓練の実施

第3節 事業所の防災活動の促進

1 目的

市は、事業所の防災活動の促進を図るため、防災体制の確立や各種訓練等について支援を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	環 境 経 済 局	事業所防災体制の確立に関すること。
	消 防 局	

3 事業所の防災体制の確立等

環境経済局は、災害時における顧客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、事業所ごとの防災マニュアルや計画の作成、施設の耐震化や機能の分散化、防災資機材や水、食料、毛布等の備蓄など防災体制の確立、各種訓練の実施を消防局等と連携して促進する。

なお、備蓄については、事業継続及び従業員等の一斉帰宅抑制のため、従業員等の事業所内待機に必要な量（3日分以上）を確保するよう努める。

また、相模原市防災条例第10条の規定に基づき、事業者は、災害に備え、次に掲げる事項その他必要な事項について取り組むよう努める。

- (1) 従業員等及び従業員等と家族等との連絡及び安否確認手段の確保
- (2) 事業所周辺の危険箇所及び災害履歴の確認
- (3) 避難の経路、場所及び方法の確認
- (4) 従業員等の一斉帰宅の抑制のための3日分以上の食料、飲料水その他の必要な物資の備蓄
- (5) 初期消火及び救出・救助に必要な資機材の整備
- (6) 事業活動を継続するために必要な事項

4 事業継続計画の作成

事業所は、災害時にも経済活動を維持し、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成するよう努める。

また、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の「一斉帰宅抑制の基本方針」を踏まえて、BCP等に従業員等の待機及び帰宅の方針を定め、従業員等に周知するよう努める。

第4節 防災訓練の実施

1 目的

市は、地震災害時等に迅速かつ円滑な災害応急対策が実施できるよう、地域防災計画の習熟及び防災関係機関との連携強化、更に市民の防災意識の高揚等を図るため、大規模地震発生時等を想定した防災訓練を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、他自治体と連携して、図上訓練等の手法を積極的に活用し、より実践的な取組を進める。

防災関係機関は、災害対策基本法第48条に基づいて所掌業務に関する防災訓練を実施する。

市民及び事業者は本計画の総則第2章「第2節 自助・共助の基本」（予-5参照）に基づき、防災訓練の実施又は参加に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	防災訓練等の実施に関すること。
	関 係 各 局	
	区 役 所	
関 係 機 関	各 防 災 関 係 機 関	防災訓練等の実施に関すること。
	神 奈 川 県	

3 総合防災訓練

市は、大規模地震等の発生を想定し、市民と防災関係機関、その他関係団体の協力を得て、通信、動員、本部運営、消防、警備、避難、救助、応急復旧等の各種訓練を総合的に実施する。

(1) 主な訓練項目の例

- ア 職員非常参集訓練
- イ 災害対策本部運営訓練
- ウ 情報収集伝達訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 避難所・救護所運営訓練
- カ 緊急交通路・道路啓開訓練
- キ 消火訓練
- ク 救出救助訓練
- ケ 救援物資輸送訓練
- コ 給食・給水訓練
- サ ライフライン応急復旧訓練
- シ 孤立対策推進地区対応訓練
- ス 多数遺体取扱訓練
- セ 現地調整本部運営訓練

(2) 参加機関等

- ア 市
- イ 市民（自治会連合会、自治会（自主防災組織）等）
- ウ 警察、自衛隊
- エ その他防災関係機関
- オ 事業所、民間団体等
- カ ボランティア団体

4 個別訓練

地震、風水害等災害発生時における迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、市、市民、防災関係機関等と連携した各種訓練を個別に実施する。

(1) 職員非常参集訓練

市は大規模地震災害の発生に備え、職員非常配備体制の動員指令、参集等を行い、市の迅速な初動体制を確認するための訓練を実施する。

(2) 職員初動対応訓練

市は、災害応急対策を迅速かつ円滑な実施を目的とし、初動期における応急対策活動を検証・確認するための各種訓練を実施する。

(3) 図上訓練

市は、九都県市、防災関係機関等との連携協力体制の強化を図るとともに、市の災害対策及び広域連携に関する課題を抽出するため、総合的かつ実践的な図上訓練を実施する。

(4) 孤立対策推進地区対応訓練

市は、市民、防災関係機関等と連携し、中山間地域における交通や通信が途絶した集落の発生に備えた訓練を実施する。

(5) 通信訓練

市は、災害時における情報の受伝達を迅速かつ適切に行えるよう、各種通信機器の操作方法等の習熟を図るため、関係各局・区役所における定期的な訓練をはじめ、神奈川県及び防災関係機関と連携した実践的な訓練を実施する。

(6) 関係各局・区役所による訓練

関係各局・区役所は、それぞれが策定した各細部計画の更なる充実を図るとともに、所属職員の災害対応力の向上と防災・減災意識の高揚を図るため、自らの分掌事務に応じた各種訓練を実施する。

(7) 地域における訓練

自主防災組織、避難所運営協議会等は、市、事業所、ボランティア等と連携し、地域の特性に応じた自主防災訓練、避難所運営訓練等を実施する。

(8) 帰宅困難者対策訓練

大地震等が発生した場合には、鉄道の運行停止等のために自宅に帰ることが困難になる人が多数発生することが予想され、主要ターミナル駅及び周辺における混乱や一斉帰宅等を抑制するため、関係各局は、県や交通機関・警察等と連携し、これらの機関と一体となった帰宅困難者の誘導、一時滞在及び徒歩帰宅支援等の訓練の実施を定期的に行う。

(9) その他の訓練

必要に応じ、独自に、また各防災関係機関と連携、協力し個別訓練を行う。

各実施主体は、上記訓練のほか、各機関等と連携、協力して必要な訓練を実施する。

5 施設等における防災訓練

(1) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、病院、社会福祉施設等における訓練

各施設管理者は、幼児、児童・生徒、負傷者、障害者、高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とする各種防災訓練を実施する。

(2) 事業所等における訓練

学校、病院、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた事業所は、その定めによる消防計画に基づき避難訓練等を毎年2回以上（学校については毎年1回以上）実施する。

また、地域の一員として、市及び自主防災組織等が実施する防災訓練にも積極的に参加するよう努める。

なお、訓練に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者や、被災時の男女のニーズの違い等に配慮して行う。

第9章 調査・研究

1 基本方針

市は、防災関係機関の協力を得て地震等災害に関する調査研究を継続的に実施し、総合的、計画的な防災対策推進体制の整備を進め、災害対応力の向上を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	防災に関する調査研究全般に関すること。
	市 長 公 室	復興計画についての調査・研究に関すること。
	都市建設局（まちづくり推進部）	
	健康福祉局（生活福祉部）	
	関 係 各 局	各種調査・研究に関すること。 復興事例の調査・研究に関すること。

3 地域防災計画の推進のための調査・研究

関係各局は、地域防災計画を更に推進するため、次の項目についての調査・研究を行う。

- (1) 防災に関する各種調査・研究資料の収集及び分析
- (2) 国、県及び防災関係機関の研究成果との連携
- (3) 市民の意見、意識の把握

4 災害対応力の向上のための調査・研究

危機管理局及び関係各局は、災害時の情報システムの高度化、事務処理システムの効率化の推進など災害対応力の向上を図るため、次の事項について調査・研究を行う。

- (1) 市、庁内における災害情報の共有体制
- (2) 市民への適切な情報提供
- (3) 実践的な防災訓練
- (4) 情報システムの復旧体制及び復旧までの代替策

5 被災地の復興のための調査・研究

市長公室及び都市建設局は、関係各局と連携して、復興計画の策定から実現までの過程における市民参加、合意形成、支援策等について調査・研究を行う。また、関係各局は被災地の復興事例等を参考にし、次のとおり被災地復興支援策について調査・研究を行う。

- (1) 被災者の生活再建策
- (2) 市街地の復興策